

天和元年の越後国高田城受け取りについて

白 峰 旬

はじめに

江戸時代における大名改易は、幕府による強圧的な大名統制の手段として機能したが、その時代的傾向を見ると表1のようになり、歴代将軍の中では3代将軍家光の時代が57例と最も多く、次に2代将軍秀忠の時代が56例、5代将軍綱吉の時代が47例というように、この3人の将軍の時代が他の将軍の時代よりも格段に改易事例数が多い（家康については、関ヶ原の戦後処理としての大名改易の事例数に関して、慶長8年（1603）の將軍任官前であり、幕府の開設前であったため表1からは除外した）。それに続いて多いのが、4代将軍家綱の時代が26例であることを考慮すると、5代将軍綱吉の時代までは大名改易が大名統制の手段として有効に機能しており、多分に武断主義的傾向が継続していたことがわかる。それとは対象的に、6代将軍家宣以降のそれぞれの将軍の時代は大名改易の事例数が12例以下であり、事例数として極端に減少していることがわかるので、文治主義に転換した点が読み取れる。

藤野保氏は、こうした大名改易の傾向について、3代将軍家光までは外様大名を中心とした大名改易策であり、4代将軍家綱の時代には改易緩和の方向を示したが、5代将軍綱吉の時代になると、綱吉自身が徳川初の養子将軍であったため将軍権力を強化し専制体制を確立する必要があり、多くの徳川系諸大名（徳川一門・譜代大名）を中心として改易した、と指摘している。そして、元禄期を境に大名改易数が著しい減少をきたし、それまでの武断主義的傾向から文治主義的傾向へ変化した点も指摘している⁽¹⁾。

これまで大名改易に関しては、上記の藤野氏による幕藩体制史の研究⁽²⁾のほかに、福田千鶴氏による御家騒動研究⁽³⁾との関連でも扱われてきた。しかし、大名改易後の居城受け取りも大名改易の一過程であると考えられることから、御家騒動などによる改易決定までの過程にプラスして居城受け取りの完了までが大名改易の一連のプロセスであると見なすことができよう。こうした大名改易と居城受け取りの関連を考えると、改易された大名が城持大名の場合、江戸時代を通して城持大名の改易事例数だけ城受け取りがおこなわれたことになるので⁽⁴⁾、実際には城受け取りの事例数は相当多かったはずであるが、その事例研究はこれまでわずかでしかなく⁽⁵⁾、今後多くの事例研究をおこなう必要がある。

大名改易の際の居城受け取りの具体的プロセスを略述すると、大名の改易後、幕府が居城地の同国内や近国の大名に軍事動員を命じて、改易された大名の居城を受け取らせるとともに、幕府からも上使、目付などを現地に派遣して受け取り業務の監督に当たらせたということになるが、その意味では、改易大名の居城受け取りは、単なる城受け取りというよりは、城の軍事的接収と言った方

が妥当であろう。そもそも、戦時における攻城戦では終結時に、攻城側が城を受け取り、その城に攻城側の人数を入れる、ということがおこなわれているので⁽⁶⁾、こうした戦時における城受け取りの原則の名残、或いは、転化したものであったととらえることもできよう。つまり、改易大名の城受け取りにおいて、城受け取り大名のような城主サイド以外の軍集団を城に入れることは、疑似的戦争状態のもとで改易大名の居城を受け取るという意味があったと見ることも可能であろう。

上述のように、大名改易の際の城受け取りについて事例研究を多くおこなっていく必要があることから、本稿では、天和元年（1681）に越後騒動に関する將軍綱吉による裁定の結果、同年6月26日に改易になった松平光長の居城であった高田城受け取りについて、高田城受け取りのプロセス、及び、同城在番のプロセスなどの視点から以下に考察をおこないたい（高田城受け取りに際しては、支城である糸魚川城も受け取りがおこなわれ、改易の翌月には破却が完了している）。

なお、年次の記載については、延宝9年は同年9月に天和元年に改元されたが、本稿では便宜上、同年の出来事に関しては天和元年で統一して記すこととする（ただし、史料上、延宝9年と明記されているものに関しては延宝9年の表記のまま記した場合もある）。

※本稿では、『上越市史』別編5、藩政資料1（上越市、1999年）の第5章・第6章の所収史料に多く依拠して考察をおこなったが、同章の史料解説、及び、解説執筆は福田千鶴氏の御仕事によるものであり、同書より御教示をいただいたことについて同氏に深謝する次第である。

1. 高田城受け取りの具体的プロセス①—榊原政倫の帰国～高田への発足まで—

以下の高田城受け取りのプロセスは、「越後国高田城請取雑記」（以下、「請取雑記」と略称する）の記載内容をもとに記すが⁽⁷⁾、「請取雑記」は上、中、下の3部分から構成されている。榊原政倫（村上藩主）の動向に着目すると、上は榊原政倫の高田城受け取り決定から榊原政倫が国許の村上へ帰国するまで（帰国を含む）、中は榊原政倫が村上に帰国して高田城受け取りの準備をする段階から1番立から5番立までの人数（榊原政倫とその家臣）が高田へ向けて村上を出発するまで（出発を含む）、下は榊原政倫が今町（高田城下の近郊〔高田藩領〕）に到着したのち高田城を受け取り、在番大名に高田城本丸を引き渡して、江戸へ向けて高田を発足するまで、というように内容が区分されている（つまり、榊原政倫の所在地という点からすると、上は江戸及び村上への帰途、中は国許の村上城、下は高田近郊及び高田城というように区分できる）。

【天和元年6月27日】（以下、【　】内の天和元年の記載箇所については年次を省略する）

この日、榊原政倫（越後村上藩主）・前田正甫（越中富山藩主）・牧野忠辰（越後長岡藩主）に対して高田城受け取りが命じられ、幕府から高田に派遣される上使には、松平信之（大和郡山藩主）・秋元喬知（甲斐谷村藩主）が命じられた。この時、前田正甫は在国していたため老中奉書によって命じられた。また、高田城の在番には水野忠直（信濃松本藩主）・溝口重雄（越後新発田藩主）、高田城の支城である糸魚川城の受け取りには堀直利（越後村松藩主）が命じられた（このほかの諸役

も含めた関係諸役については表2参照)。

【6月晦日】

松平信之の御宅へ榎原政倫そのほかの面々が寄り合い、諸事について相談がおこなわれた。

【7月1日】

榎原政倫が江戸城に登城し、国許の村上へ赴くための暇を將軍綱吉から与えられた。この日の夜、飛脚が江戸より国許の村上に来て、高田城受け取りに関して伝えられると、榎原家中では「御軍用之次第」について評定が持たれた。

【7月2日】

榎原政倫が江戸を発足した。この日未明、国許の村上では家臣に対して（前日夜の評定の結果を受けて）、榎原政倫の高田城受け取りの軍役高が10万石であり、騎馬170騎、旗20本、弓60張、鉄砲350挺、長柄150本の「御定」なので、そのように心得て準備するように申し渡された。

【7月3日】

榎原政倫は家臣2名を高田へ派遣し、これ以前すでに高田に間者（スパイ）として潜伏している他の2名の家臣から高田の様子を聞いて知らせるように命じた。この高田へ派遣された家臣は、一両年以前から榎原家側に内通していた高田の町人のところへ身を寄せた。

【7月4日】

榎原政倫は道中の下野国小山より高田上使（目付）の中根正和・津田正常へ諸事伺いのため家臣2名を遣わした。

【7月11日】

榎原政倫が国許の村上へ到着し、居城の村上城に入城した。

【7月12日】

高田城受け取りの期日などを申し合せた上使松平信之、秋元喬知の連署状（今後のスケジュールを記したもの）を持参した家臣が江戸から村上へ到着した。この書付は、7月6日付の松平信之、秋元喬知の連署による12ヶ条の「覚」であり、その内容は、①7月14日に蒔田完成、中坊秀時（高田城受け取りの目付）、岩瀬氏勝（糸魚川城受け取りの目付）が江戸を発足する。②7月15日に秋元喬知（上使）、坂本重治（大目付）、高木守蔵（勘定奉行）が江戸を発足する。③7月16日に松平信之（上使）が江戸を発足し、このように段々と出発して、7月23日までに高田の近所へ次第に到着する。そして、同月24日、25日に（城受け取り大名の）諸人数が到着し、26日の辰の刻（午前8時頃）に城を受け取る。④（城受け取り大名は）この日程の予定を考慮して、いずれも在所より高田の近所まで次第に到着して、1、2日～3、4日は（他の城受け取り大名の）到着を待ち合わせるようにする。ただし、止宿の地で他の（城受け取り大名の）人数と混雜しないように、江戸においてそれぞれの（城受け取り大名の）江戸留守居が申し合わせること。⑤（上使が）荒井（越後国内の高田藩領）まで到着すると御案内を（城受け取り大名に）申し入れるので、こちらからの指示次第に、御手回りだけで荒井まで来るようすること。その時、家老1、2名を連れてくるよ

うに心得ておくこと。⑥街道の通行も江戸留守居が江戸にて互いによく申し合わせて、宿々で混み合わないようすること。⑦高田の近所まで行くことは早過ぎてもどうかと思うので、在所の発足日より何日程で荒井の近所まで着くのか、江戸留守居が相談のうえ、書付を（上使に）見せること、⑧近日、松平信之と秋元喬知の家臣数人を先に高田城下へ遣わし、高田の目付中根正和、津田正常へ伺って、いずれも（城受け取り大名の）到着地より（高田）城下まで（城受け取り大名の家臣を出させて）人数寄せ場を事前に引き渡すので、そのように心得て、それぞれ（の城受け取り大名が）少数の家臣を数日前に（高田城下へ）遣わして町場を受け取るようにすること。⑨本丸は榎原政倫、二の丸は牧野忠辰、三の丸は前田正甫が受け取るようにする。⑩榎原政倫は大手より、牧野忠辰は北ノ尾口より、前田正甫は南尾口より入城する。この時、榎原政倫には蒔田定成、牧野忠辰には中坊秀時、前田正甫には津田正常が（それぞれの目付として）添えられる⁽⁸⁾。あらかじめ定めた時刻に町場まで（城受け取り大名の）人数を寄せておき、上使より指示次第に城内へ入ることとする。定刻前に（城受け取り大名の）人数が騒がないようにさせること。⑪城受け取りについては、本丸の屋敷には榎原政倫が入り、二の丸には家屋がないので、三の丸の屋敷に牧野忠辰と前田正甫が入ることとする。⑫城の受け取り後は、いずれもそれぞれの判鑑を改めて（チェックして）、家臣が城内へ出入りするように申し合わせるべきこと、というように多岐にわたる詳細な指示内容であった。

榎原政倫は延宝9年7月12日付で家臣に対して軍法を出した。この軍法は7ヶ条の「定」であり、内容としては、①今回高田へ連れて行く諸士卒は、路次の行列と高田での城地受け取り・引き渡しの作法（「城地請取渡之作法」）を定めたように下人等に至るまで厳重に守るべきこと、②村上より高田までは人数を「一手」ずつ段々に出し、馬継・泊所・船渡等では役人を申し付けているので、先々では到着次第にこの役人の指図に従い、前後の混乱がないようにすること。領内・他所でも下人等が町人・百姓に対して非分を申さないように厳しく命じること。③高田城の受け取りにおいて、榎原家家中へ渡した旅宿では場所の外へ上下共に一切出てはいけない。もし、用事がある場合は主人・下人等共に行き先を年寄や中老へ申し出てその指図を受けること。「面々居宅」では火の用心を厳重に申し付け、もし出火した場合は調べてその事情により処罰する。④高田において町人・百姓に対し、押買・狼藉や非道を働く者があれば斬罪とする。⑤喧嘩・口論は厳禁とし、たとえその場で討ち果たすべき事情があっても我慢し、高田城受け取りが終了して、村上へ帰着後に存分を遂げるべきこと。下人等にもこの旨を厳しく申し付けること。⑥上下によらず、高田において集会・酒宴・遊興・音曲は厳禁する。⑦万事、「用之儀」を申し付ける時は、たとえ「軽キ者」に申し渡すとしても違背しないこと、というように高田へ派遣する家臣団の統制条項であった。

また、この日、榎原政倫は高田城受け取りに赴く家臣の行軍編成について全体を5組に編成し、一番立は7月14日、二番立は同月15日、政倫自身の出馬は同月16日、四番立は同月17日、五番立は同月18日に村上を出発することを命じた。

【7月14日】

一番立が村上城の飯野御門より出発した。行軍の人数は211人(家臣33人〔その内、騎馬31騎〕、足軽83人、中間86人、その他9人)、行軍の装備は、旗竿20本、鉄砲60挺、弓20張、長柄50本であった。

【7月15日】

二番立が村上城の大手門より出発した。行軍の人数は180人(家臣28人〔その内、騎馬28騎〕、足軽83人、中間62人、その他7人)、行軍の装備は、鉄砲60挺、弓20張、長柄50本であった。

【7月16日】

榎原政倫とその御供の人数(旗本)が村上城から出発した。行軍の人数は262人(家臣104人〔その内、騎馬38騎〕、足軽63人、中間86人、その他9人)、行軍の装備は、旗竿20本、持筒40挺、持弓20張、長柄50本であった。

【7月17日】

四番立が村上を出発した。行軍の人数は134人(家臣29人〔その内、騎馬29騎〕、足軽93人、中間12人)、行軍の装備は鉄砲90挺であった。

【7月18日】

五番立が村上を出発した。行軍の人数は136人(家臣31人〔その内、騎馬31騎〕、足軽93人、中間12人)、行軍の装備は鉄砲90挺であった。

2. 高田城受け取りの具体的プロセス②－高田城受け取り～江戸への発足まで－

【7月19日】

先発した榎原家家臣が、上使松平信之、秋元喬知の家臣より(高田城下において榎原家の担当)町場を受け取り、(他の城受け取り大名の町場との)境目に大名名を記した札木を打った。

【7月21日】

7月21日の夜、榎原政倫が今町に到着した。この日、江戸より牧野忠辰・榎原政倫・前田正甫宛の老中連署奉書が届き、高田において目付の中根正和より榎原家家臣に渡された。この奉書の内容は、高田城を受け取る予定の3大名が高田の近所まで到着したであろうことを予想したものであったが(「各其地可被致着与存候」)、榎原政倫と牧野忠辰は到着していたものの、前田正甫は7月21日の時点でまだ到着していなかった。

同日夜、榎原家家臣が、高田目付の中根正和、津田正常に対して、榎原政倫の今町到着と老中奉書受領の旨を報告した。

同日夜、榎原政倫は家臣に対して、高田城下での町場における「惣御人数宿割」を命じた。

【7月23日】

上使の松平信之が(江戸より)荒井に到着したので、榎原政倫は家臣を使者として遣わした。

【7月24日】

諸事の申し合わせのため、榎原政倫は荒井の松平信之の旅宿へ行ったが、この時、「高田御用」を幕府から命じられた「御衆中」はすべて集まつた。

明後日（7月26日）の高田城受け取りでは、榎原政倫が本丸へ入つて（諸門の）諸番所を受け取る予定であるが、（その前に）24日深夜から25日早朝にかけて、御供の騎馬は、高田城下の町宿へ一番手の騎馬から五番手の騎馬まで順番で入ることになった。

【7月25日】

今町における家老村上弥右衛門の旅宿へ榎原家家臣が一番手から一備ずつ招集され、明日26日（の高田城受け取りのため）今町から高田までの「行列之次第」を申し渡された。この「行列之次第」では、（26日の）卯の上刻（午前5時頃）に今町を発足し、辰の上刻（午前7時頃）に城を受け取ることや、先発して高田へ御用のために赴いている者は途中まで出て行列に合流することが指示された。

また、榎原家中では7月25日付で3ヶ条の触が出され、①明日（26日）、「惣御人数之面々」は城へ入る者以外は寄場にて行列を立て、榎原政倫が下馬した時に面々も下馬すること、②明日（城へ入らない）面々が宿へ入ることについては、城からの指示次第に順々に行列が混乱しないように目付の指図に従うべきこと、③明日、雨天の場合は、菅笠を着けること（立笠は一切使用しないこと）、というように翌日のことに関する具体的な指示された。

このほか、（高田城受け取り後に）高田城の二の丸（牧野忠辰が受け取る）、三の丸（前田正甫が受け取る）を通行する際の番所の「相判札」が榎原家中において渡された。

榎原家に対する目付の蒔田定成より、①榎原家家老の村上弥右衛門が一番手の人数だけを連れて、7月25日の晩に高田の町宿まで詰める、②翌日の26日未明に（この一番手の人数が）高田城大手の寄場に集まり、この時、蒔田定成が出て来て（一番手の人数を連れて城内に入り）本丸の門と広間を受け取る、③そして、松平光長の家臣が城を引き渡し（その後）松平光長の家老が城に残る、④榎原政倫が入城して城を受け取る、という手順についての指図があった。

よって、村上弥右衛門は旅宿へ一番手の者を招集し、この指図のことを申し渡して、急遽夕方に高田へ向つた。なお、蒔田定成からは、松平光長の「御大切之御道具」が高田城内にあってそれを渡されるので、榎原家より番頭1人、使番1人、目付1人を出して、松平光長の家臣と立ち会つて受け取り、相封（双方が封印すること）を付けて、目付がそれを改める時に相封を切る旨を指示された。

【7月26日】

このように、26日未明に一番手の者が城の下馬のところまで出て待つてると、夜明け頃に目付の蒔田定成が出て来て、一番手の者を連れて城に入った。そして、（本丸の）御広間と下乗御門の番所を松平光長の家臣から受け取つた。広間では、松平光長の道具（茶入、掛物、刀、脇差）を松平光長の家臣から受け取り相印を付けた。それから、蒔田定成は村上弥右衛門を連れて城外へ出

て、大手の腰掛けにいたが、その後、榎原政倫が本丸に入る際には同道して入った。その間、松平光長の家老は（本丸の）御書院にいた。

この日、榎原政倫は、卯の刻（午前6時頃）に今町を出馬した。この時の行軍編成は、旗竿20本、鉄砲210挺、持筒40挺、弓40張、長柄150本などの装備で200人近い人数が従った。そして、目付の指示によって、旗・弓・鉄砲・長柄を大手前に集めて備立てをおこなった。それから榎原政倫は目付の蒔田定成を同道し、重臣や近習の者を従えて入城した。松平光長の重臣片山主水など3人が（本丸の）御書院より玄関前に出て来て、片山主水が、松平光長の墨付（判物）の通り城を相違なく渡す旨を申し上げた。

榎原政倫が入城したあと、上使松平信之、秋元喬知、大目付坂本重治、勘定奉行高木守蔵、高田目付中根正和、在番水野忠直、溝口重雄が大手下馬まで来て入城した。三の丸の番所より前田正甫と中坊秀時が同道し、二の丸の番所より牧野忠辰と津田正常が同道して本丸へ入った。そして、松平光長の重臣3人が本丸の御書院より城外へ出た。

御書院では、本丸へ入った上記の面々が列座し、上使松平信之の家臣2人が將軍綱吉の黒印状（「御墨印」）を持参して御広間へ通り松平信之に手渡すと、松平信之がその黒印状を開いて（牧野忠辰・榎原政倫・前田正甫に対して）読み聞かせた。この黒印状は、延宝9年7月12日付の牧野忠辰・榎原政倫・前田正甫宛の5ヶ条の「定」であり、内容としては、①今回、越後国高田城受け取りのために遣わされるので、その趣旨を（高田での）滞留中に承知し、（上使の）松平信之、秋元喬知と相談して沙汰に及ぶべきこと。②喧嘩・口論を禁止し、もし、違反した場合は双方処罰する。万一、荷担した場合は、その罪は本人よりも重い。すべて法度については堅く申し付けるべきこと。③みだりに竹木を伐採すること、及び押買・狼藉を禁止する。④（高田での）逗留中の入返しは一切禁止する。言い分があるのであれば、重ねて沙汰すべきこと。⑤高田逗留中の火の用心を堅く申し付けること。というように、城受け取り大名の高田逗留中における諸注意を示すものであった。

このように終了して上使などが帰ると、榎原政倫、牧野忠辰、前田正甫3人の連署で江戸への注進状（高田城の受け取りが無事終了したことを報告する老中宛の注進状と思われる）を御広間で記し、この注進状には溝口重雄、水野忠直も連署した。この注進状は榎原政倫から家臣を使として松平信之へ遣わして提出された。

【7月27日】

延宝9年7月27日付で、上使松平信之、秋元喬知は連署して7ヶ条の「条々」を出した。その内容は、①この度、当領は召し上げられたので、高田城は榎原政倫、牧野忠辰、前田正甫が受け取り、在番は溝口重雄、水野忠直が命じられた、②糸魚川城は堀直利が受け取り、その人数で破却するよう命じられた、③「家中之族」が城（城下の誤記か？）を引き払うことは、「到着」（上使が高田へ入って城受け取りがおこなわれた7月26日を指すと思われる）以後、30日間（以内）とする、④城中、侍屋敷、町などまで、火の用心に注意すること、⑤喧嘩・口論の禁止、⑥在番中の入返しの禁止、⑦竹木伐採・押買狼藉の禁止、というものであった。

この「条々」には宛所の記載がないことやその内容を考慮すると、高札として城下に立てられたものであると考えられる。出された日付としては、城受け取りの翌日にあたり、上使より城受け取り以後の指針（幕命）を明示したことになる。

このほか、この日には、城受け取り大名の家臣の城内の通行について、かねて申し合わせていた通り、二の丸、三の丸を受け取った牧野忠辰、前田正甫の（管理する）番所では判鑑にて（チェックを受けて門を）出入りし、本丸でも他の家臣（牧野忠辰、前田正甫の家臣を指す）を（門の出入りでは番所において）判鑑にて改めることになった。

【7月28日・29日】

松平光長の御道具（茶の湯道具、刀、脇差）が（本丸の）御書院において、勘定奉行高木守藏、高田目付中根正和などが臨席して改められた。

また、28日には、榎原家の長柄頭が長柄の者を連れて、城の土手や庭まわりを掃除した。

【7月晦日】

榎原家の家臣が（本丸にある）御金蔵を改めて、1万5000両あることを確認した。米蔵と二の丸、三の丸内については、牧野忠辰、前田正甫の家臣が改めた。

この日、榎原家中では、幕府の目付の御内意として、高田城下を榎原家家臣がむやみに歩かず、諸事作法よく申し付けるように指示されたので、「御城御番」の往来と（高田城下での）受け取りの町場以外では下々に至るまで歩かないように心得るように命じた。また、「下之不作法」がないようにし、銭湯には入らないように命じた。このほか、今町及び高田において逗留中の宿の木銭に関する指示も出している。

【8月1日】

高田城の見回りのため、上使の松平信之、秋元喬知、大目付の坂本重治が登城した。

【8月2日】

榎原家中では、受け取りの町場以外での「自分ありき」を禁止することや、下人等の不作法がないように命じた。

【8月3日】

榎原家中では、①高田での火消しの役は、在番の水野忠直、溝口重雄が命じられているので、榎原家の町場での出火の際にはこれら的人数に任せること、②高田城を在番大名に引き渡して、榎原政倫が発駕する時は、早速人数を今町まで引き取らせるので人馬が混乱しないようにすること、③今町からの発足は、合計5組が1日に1組ずつ（村上に向けて）発足する、などを命じた。

【8月4日】

高田での火消しの役は、在番の水野忠直、溝口重雄が命じられているので、榎原家中では本日より当番を定めて1日1夜ずつ順番に合計3組で当番を勤めることになった。そして、出火の際には当番の1組が大手寄場まで詰めて、指図次第に城中へ入ることが決められた。

【8月7日】

江戸から老中奉書が到来し、来る10日に在番の水野忠直、溝口重雄に高田城を引き渡して、江戸に来るように（榎原政倫、牧野忠辰に対して）命じられた。ただし、前田正甫は国許へ帰ることになった。

【8月8日】

榎原家の一番手、二番手の人数が高田を発足し、今町へ立ち寄らずに柏崎まで行くことになった。

【8月9日】

榎原家の四番手、五番手の人数が高田を発足した。

【8月10日】

この日、卯の刻（午前6時頃）に前田正甫が三の丸を溝口重雄へ引き渡して帰国し、辰の刻（午前8時頃）に牧野忠辰が二の丸を溝口重雄へ引き渡して江戸へ向けて発足した。そして、巳の刻（午前10時頃）に榎原政倫が本丸を水野忠直へ引き渡して江戸へ向けて発足した。

榎原政倫による高田城受け取りの具体的プロセスは以上のようになるが、その摘要をまとめると表3のようになる。

3. 高田城受け取りに関する分析

上述の高田城受け取りのプロセスから読み取れる諸点について以下にまとめておきたい。

【高田城受け取りの諸役】

まず、高田城受け取りの諸役について検討すると（具体的メンバーについては表2参照）、御用総括（「高田城請取惣而御用御勤」）の老中大久保忠朝は「請取雑記」の記載を見る限り、具体的な指示を出した形跡はなく、名目上の存在であった感がする（或いは、高田城受け取りの諸役が決定した天和元年6月の月番老中であったのか）。これに対して、幕府から現地の高田へ派遣される上使の松平信之と秋元喬知は高田城受け取りに関する幕府スタッフの中では最上位に位置付けられ、高田城受け取りの諸役を統括して指揮する役割を果たした。上使が2人も派遣されるのは異例であるが（寛文8年〔1668〕の島原城受け取り、元禄10年〔1697〕の津山城受け取りでは派遣された上使は1人である〔表4参照〕）、これは改易された松平光長が大大名（26万石）であり、家門大名という格式の高さに起因すると考えられる。上使2人の軍役高を比較すると、松平信之がメインで秋元喬知がサブという位置付けであったと思われ、秋元喬知は幕府の奏者番であったが、奏者番が上使を勤める点は、寛文8年の島原城受け取り、元禄10年の津山城受け取りのケースと共通する⁽⁹⁾。このほか、大目付と勘定奉行が高田へ直接派遣された点も異例であり（表4参照）、上記と同様の点に起因すると考えられる。

目付は高田城受け取りの3大名に対してそれぞれ1人が付けられ、糸魚川城受け取りの大名に対しても付けられているので（表2参照）、城受け取りの監視役として1大名に1人の目付が付いた

ことがわかる。このように、1大名に1人の目付が付くという点は寛文8年の島原城受け取りのケースと同様である⁽¹⁰⁾。

城受け取りの3大名は、受け取る曲輪が本丸、二の丸、三の丸というようにそれぞれ分かれ、城内への進行ルート（城内へ入る城門）もそれぞれ異なるが（表2参照）、3大名の中で知行高が最も多い榎原政倫が本丸を受け取り、その際、大手から城内へ入ったという点は注意される。このように城受け取り大名が複数の場合、知行高が最も多い大名が本丸を受け取り、本丸を受け取る大名が大手より城内に入ったという点は、寛文8年の島原城受け取り、元禄14年（1701）の赤穂城受け取りのケースも同様である⁽¹¹⁾。

【軍役高、軍役規定数など】

上使、城受け取り大名、在番大名の軍役高を見ると、秋元喬知（半役に近似）以外は、いずれも3分の2役、或いは、3分の2役に近似した石高であり（表2参照）、3分の2役が基準であったことがわかる。このように3分の2役を基準とした城受け取りのケースは、元禄10年の津山城受け取り（ただし、上使は半役、在番大名は12分の1役に近似）、同14年の赤穂城受け取りがあり⁽¹²⁾、本役でない点は注意すべきであろう。

軍役高と扶持人数の関係（表2参照）については、1万石につき何人扶持なのかという点を計算すると、城受け取り大名、在番大名の場合は1万石につき150人扶持（榎原政倫、前田正甫、水野忠直、堀直利）、140人扶持（牧野忠辰）、166、6人扶持（溝口重雄）というように、150人扶持、或いはそれに近似した数値になるので、1万石につき150人扶持というのが原則的な基準であったことがわかる⁽¹³⁾。ただし、上使2人については、1万石につき21人扶持（松平信之）、70人扶持（秋元喬知）というように、1万石につき150人扶持という基準よりもかなり低くなっているが、これは上使の場合、城受け取り大名や在番大名と比較して、それ程多くの人数を高田へ連れて行かなかつたことを意味すると考えられる。

軍役規定数については、榎原政倫の場合、軍役高10万石で、騎馬170騎、旗20本、弓60張、鉄砲350挺、長柄150本の「御定」としている（「請取雑記」7月2日条）。これは寛永10年（1633）の幕府軍役令における10万石の軍役に対する数値の内訳⁽¹⁴⁾と合致しており、榎原家では幕府の軍役規定数に準拠して騎馬数や武具数を用意したことがわかるとともに、城受け取り役が軍役であったことを明確に示している。

こうした軍役（城受け取り役）の準備について、榎原家では榎原政倫の高田城受け取り役決定の報が飛脚により国許の村上に伝えられると、その日（7月1日）の夜に評定を開き、翌日未明には家臣を招集して、榎原家全体の軍役規定数を示して、準備にとりかかるように指示している。このように、榎原家（国許の村上）での対応が素早かった点は、城受け取り役が幕府から命じられる軍役であるという意識のあらわれによるものととらえられる。

【城受け取り役と公儀普請役との共通点】

城受け取り役=軍役という点では、江戸時代初期（慶長～寛永期）に幕府が諸大名に賦課した公

儀普請役との共通性も見い出せる。このことについては、①幕府は大名の知行高に照応して役高を設定し賦課する、②課役を賦課された大名が家臣を率いて現場（普請役の場合は城普請の担当丁場、城受け取り役の場合は改易大名の居城における担当の曲輪）へ行き、一定期間現場で課役を担当したあと役目が終わると国許に帰る、③現場では、課役を賦課された大名が複数の場合、分担して一定のエリア（普請役の場合は普請丁場、城受け取り役の場合は城下の町場＝人数寄せ場や、受け取り担当の城内の曲輪）を受け取る、④現場では、幕府から派遣されたスタッフ（普請役の場合は公儀普請奉行、城受け取り役の場合は上使）の指揮のもとに課役を実行する、⑤將軍から黒印状が発給される、⑥大名は課役の実行にあたり家中法度を出して家臣を統制する、などの諸点は両者に共通する特質であり、城受け取り役と公儀普請役との同質性を指摘できる。

この中で、上記⑤については、延宝9年7月12日付の將軍綱吉の黒印状（高田城受け取りの3大名宛の5ヶ条の「定」）に見られる、喧嘩・口論の禁止、竹木伐採の禁止、押買・狼藉の禁止、人返しの禁止などの条項は、公儀普請の際に將軍から出された普請条目にも見られる条項である。そして、黒印状の条数が5ヶ条である点も、普請条目で5ヶ条のものが多い点と共通する⁽¹⁵⁾。なお、綱吉の黒印状が出された7月12日は、上使などが高田へ赴く暇を綱吉から賜った日であり、高田城受け取り大名である榊原政倫、牧野忠辰はすでに7月1日に綱吉から国許へ赴く暇を与えられていたので（表5参照）、江戸にはいなかつたわけで（同じく高田城受け取り大名である前田正甫はすでに在国していた）、7月12日に綱吉から高田城受け取りの3大名に直接渡されたわけではなかった。よって、この黒印状はまず7月12日に綱吉から上使に対して与えられたと考えられ、その後、高田まで上使が持参して、高田城受け取りの当日である同月26日に高田城本丸御書院で上使松平信之が高田城受け取りの3大名に対して読み聞かせた。

また、上記⑥については、高田城受け取りにおける榊原家の家中法度に記されている、喧嘩・口論の禁止、押買・狼藉の禁止、集会・酒宴・遊興・高声の禁止⁽¹⁶⁾、町歩きの禁止、銭湯に入ることの禁止⁽¹⁷⁾などの条項は、普請法度（家中法度）にもよく見られる条項である⁽¹⁸⁾。

このように、城受け取り役と公儀普請役には共通点が多く見られるが、城受け取り大名が武器を携行した多数の家臣を率いて国許から行軍し、改易大名の居城を受け取りに行くという点では、単に普請に従事する普請役よりも本来の軍役に近い意味を有していたととらえることができる。

【上使による計画立案】

上使は城受け取り大名に対して、7月6日付の12ヶ条の「覚」を出して種々の指示をおこなった。この7月6日付の「覚」は、今後の予定や指示を具体的に記したもので、6月27日の上使等の決定から9日後に早くもこうした詳細な計画が決定していた点は注目される。具体的には、高田城受け取りの予定日とその時刻、上使など諸役の江戸出立の予定日などがすでに決まっていたことがわかるほか、城受け取り後の判鑑による城門出入りのチェックは上使の指示によるものであったこともわかる。また、「覚」の内容からは、町場（丁場）＝高田城下の人数寄せ場であることも理解できる。このように、この「覚」の内容を検討すると、上使が主導して高田城受け取りの全体計画を早い段

階で立案したことが看取できる。よって、この「覚」の内容は、改易大名の居城受け取りにおける上使の役割を検討するうえで重要な論点を提示していると言えよう。

【高札】

改易大名の居城受け取りの場合、城受け取り後、上使、目付などが城下に高札(制札)を立てさせて、城及び城下の統治権が幕府側に移行したことを示すのが通例である⁽¹⁹⁾。この点に関して、元禄10年の津山城受け取りの関連史料では、その先例の一つとして、高田城受け取りの際に、城受け取り終了後、目付衆へ相談して城下に制札を立てたこと、その制札は上使両名の連署で1枚、そのほかの役人衆の連署で1枚を立てたことが記されている⁽²⁰⁾。この2枚の高札のうち、上使両名の連署で出された高札というのは、前述したように、延宝9年7月27日付の7ヶ条の「条々」であると考えられる。

【その他】

以上のほかに、①榎原家の人数は城受け取り当日までは高田城下に入らず、榎原政倫とともに高田近郊の今町に駐留し、今町から城受け取り当日に直接高田城に向った(つまり、城受け取りの実施までは城下に入らない)、②榎原家の場合、国許から出足した一番立～五番立という行軍編成(5組編成)のまま、高田城受け取りをおこない、さらに在番大名に城を引き渡して退去する際にもこの行軍編成で動いた、③城受け取りが7月26日であり、在番大名への城引き渡しが8月10日なので、城受け取り大名は約半月間(正確には14日間)高田城に駐留して城を管理していたことになる、④高田城を城受け取り大名が在番大名へ引き渡す際には、時間差(約2時間ごと)をつけて三の丸、二の丸、本丸の順で引き渡した、⑤榎原家の人数は一番手、二番手が8月8日、四番手、五番手が8月9日に高田を発足しており、高田城の城受け取り大名から在番大名への引き渡し日(8月10日)より前に国許の村上へ向けて高田を発足したことになる(ただし、榎原政倫の旗本の組は江戸へ榎原政倫とともに行くため、国許の村上には帰らなかった)、⑥榎原家が上使の家臣から受け取った高田城下での町場(人数寄せ場)の境目には大名名を記した「札木」を打った、⑦高田城受け取りには、引き渡し方の松平光長の重臣が事前に高田城(本丸)御書院で城受け取り方(本丸)の榎原政倫を待っていて、榎原政倫に城を引き渡す旨を申し上げたことから、榎原政倫は誰もいらない空の城を受け取ったわけではなく、前城主の家臣から高田城を引き継いだ、ということになる、⑧榎原政倫は国許に赴く前に、事前に江戸において上使や目付と高田城受け取りについて打ち合わせをした形跡はなく、その後、7月24日(城受け取りの2日前)に上使松平信之の荒井の旅宿に、他の高田城受け取りの関係者とともに集合して、諸事の打ち合わせをしている、⑨榎原政倫が7月16日に高田にむけて村上城を出発すると、村上城の警備体制として、諸門を閉じて、大手・熊鷹(秋葉)・羽黒の三門のみを通行させることにしたが、城主不在時の居城の警備体制として、諸門の通行を制限したという意味で興味深い、などの諸点も指摘できる。

この中で、①の原則は津山城受け取りでも同様であり⁽²¹⁾、城受け取り大名が城受け取り当日までは直接、城下に入らず、城下の近郊に駐留することが通例であったことがわかる。このことは、

城受け取りが完了するまでは、城及び城下の統治権はいまだ旧城主側にあり、幕府側に移行していくなかつたことを示すものと思われる。

また、⑥の城下の町場（丁場）〔人数寄せ場〕の境界に大名名を記した「札木」を打つことは、津山城受け取りのケースでも見られる（津山城受け取りのケースでは「傍（榜）示杭」と記している）⁽²²⁾。

さらに、⑧の改易大名の居城地近郊における上使の旅宿へ城受け取り大名が来て城受け取りの打ち合わせをおこなう点は津山城受け取りのケースでも見られる（津山城受け取りのケースでは、城受け取りの前日に打ち合わせをおこなった）⁽²³⁾。

以上の諸点は、他の大名改易の際の居城受け取りにおいても、その共通性の有無やレベルの差異を比較検討する必要があり、そのことが改易の際の城受け取りについての一定の法則性や時代的変遷の解明につながると考えられる。

4. 一次史料による諸点に関する分析

高田城受け取りに関係する一次史料⁽²⁴⁾は、その内容からすると、【A】高田城引き渡しを重臣に命じた松平光長の書状に関するもの、【B】高田城にある松平光長の道具に関するもの、【C】高田城絵図等に関するもの、【D】高田城の受け取りに関するもの、【E】高田城在番に関するもの、【F】その他、というように分類できる（表6参照）。表6に関連する各人の役割や人物関係は図1のようになる。

【A】は、改易された高田城主松平光長が重臣に対して同城引き渡しを命じた書状についての関連書状である。関連書状の日付は6月27日～7月11日であり、高田城受け取り前（上使が高田へ派遣される前）の動きであることを示している（表6参照）。

天和元年6月27日に高田城受け取りの上使として松平信之、秋元喬知が命じられると、老中稻葉正則（越後騒動の主審を担当した老中）は同日付の書状で、伊達宗利（高田藩の越後騒動後の事後処理を担当した大名）に対して、松平光長より「高田留守居方」へ“上使衆が高田へ来たならば、「城中無異儀相渡候様ニ」という書状”を出すように伊達宗利から「内証」に申し入れて、その書状を受け取って稻葉正則へ遣わすように指示した（246号）。松平光長は井伊直興の江戸屋敷に預けられていたので⁽²⁵⁾、この稻葉正則の指示は、同日中に伊達宗利から井伊直興に伝えられ、松平光長の了解を取ったことを同日付で井伊直興から伊達宗利に対して書状で報告している（248号）。

翌日の6月28日にも、井伊直興は伊達宗利に書状を出したが、その内容は、①松平光長が「高田家来方」へ宛てた書状の案文が出来た、②案文がこの通りで良ければ松平光長は「本書」（清書したもの）を記すつもりである、③よって、この案文を添えてそちらに遣わす、④このことを稻葉正則に伺うのであればそのようにしてほしい、というものであった（253号）。その松平光長書状の案文は次のようなものである（255号）。

以 上意、越後領分被 召上候、依之松平日向守殿・秋本^(ママ)(元カ) 摂津守殿、高田并糸魚川両城御請取可有之候、城無相違可被相渡候、恐々

越後中将

六月廿八日

判

片山主水殿

山崎九郎兵衛殿

并侍中⁽²⁶⁾

この書状案の内容は、上意によって越後領分を召し上げられることになり、上使の松平信之、秋元喬知が高田城と糸魚川城を受け取ることになったので、城を相違なく渡すように家臣の片山主水、山崎九郎兵衛に対して命じたものである。片山主水は3300石の上級家臣であり⁽²⁷⁾、高田に残った家臣のチーフ格だったのであろう。

同日中(28日)に稻葉正則は伊達宗利から遣わされた口上書、井伊直興書状、松平光長書状案を「一覧」して、松平光長書状案について「残所も無之文言ニ而御座候」と評価して、松平光長書状が正式に書かれたならば、伊達宗利が受け取って稻葉正則の方へ遣わすように指図した(256号)。

この指図を受けて、28日に井伊直興は松平光長書状の「本書」が出来次第に伊達宗利へ遣わすことを伝えた(258号)。

翌29日には、井伊直興は松平光長書状を伊達宗利へ遣して(280号)、稻葉正則は松平光長書状を伊達宗利から受け取った(273号)。この松平光長書状(281号)の文言は書状案(255号)と同文であり、日付が6月29日付になっている点のみが異なる。

6月晦日に稻葉正則は伊達宗利に書状を出して、松平光長書状を返却するので、伊達宗利より使者をもって今日明日中(6月晦日～7月1日)に高田へ遣わすように指示した(286号)。また、同日付の別の伊達宗利宛稻葉正則書状では、松平光長書状は(宛所である)片山主水・山崎九郎兵衛へ遣わし、目付衆(高田目付の中根正和と津田正常を指すと考えられる)へも見せて、その後「惣侍中」へ見せるように伊達宗利から指図するように指示している(285号)。

さらに、同日付の他の伊達宗利宛稻葉正則書状では、伊達宗利が高田への使者を明日(7月1日)に出すことを了承するとともに、「城請取之墨付」(この場合、松平光長書状を指す)は以前は上使衆が(現地へ)持参していたが、このことを他の老中とも今日相談したところ、(松平光長の)家中の者さえ「無異儀畏候ヘハ首尾調候」であるから、伊達宗利より高田への使者に持たせるように指示している(295号)。

この伊達宗利より高田へ遣わす使者は、高田目付の中根正和と津田正常宛の稻葉正則書状も持参し、この書状では、上使として松平信之、秋元喬知が命じられ、松平光長より「両城」(高田城と糸魚川城)と「領分」を「異儀」なく渡すように命じた片山主水・山崎九郎兵衛宛の書状を、老中堀田正俊にも相談のうえ、伊達宗利の使者に渡したこと記している(297号)。

その後、伊達宗利の使者は7月6日に高田へ到着し、松平光長書状を片山主水・山崎九郎兵衛に

渡したが、このことは7月7日付の高田目付の書状により稻葉正則に報告された（317号）。

以上の動向を見ると、稻葉正則が伊達宗利に対して細かい点まで指示し（例えば、松平光長書状を高田へ遣わす月日まで指示するなど）、伊達宗利は常にその指示通りに動いていることがわかるが、稻葉正則が直接、松平光長に対して高田城引き渡しを家臣に命じる書状を書くように命じていない背景には、稻葉正則は老中ではあるものの、伊達宗利のように直接高田藩の越後騒動後の事後処理を担当する立場ではなかったため、稻葉正則が直接、松平光長に命じてしまうと越権行為になつたからかもしれない。とはいえ、稻葉正則が松平光長書状（高田城引き渡しを家臣に命じた書状）の文言を事前にチェックしてから、高田へ遣わすことのゴーサインを出したことなどは、高田城受け取りの幕府側の司令塔は稻葉正則であったことを示している。

そして、6月27日～7月11日の間における稻葉正則→伊達宗利→井伊直興（井伊直興の屋敷にいる松平光長）の3者間での書状のやり取りを見ると、松平光長書状は光長自身の自主的判断によって書いたものではなく、稻葉正則の指示を受けた伊達宗利の要請によって書かされたものであることがわかる。この松平光長書状を渡された家臣はこうした経緯を知る由もなかつたであろうが、幕府側が立案した城引き渡しのスケジュールの一環として、松平光長が書状を書かされた、という点は重要である。

この松平光長書状については、6月27日に高田城受け取りの上使が決定すると、早くも当日中に書状を書かせることを稻葉正則が指示していることから、高田城受け取り（7月26日）以前の初期の段階で、城引き渡しを家臣に命じる松平光長書状が必要だったことがわかる。そして、松平光長書状（清書）は6月29日付なので、同月27日の稻葉正則の指示から、翌々日には出来たことになる。このように迅速に松平光長書状が書かれたことは、上使が高田へ到着する前に、現地の高田で城の留守を預かる家臣に対して別条なく上使に対して城を引き渡すことを了解させる必要があったことを示している（幕府から派遣される上使に城を引き渡すということは、幕府に城を接収されることを意味した）。松平光長の家臣は当然のことながら、將軍の直臣ではないから、幕府が老中奉書などの幕命によって直接城引き渡しを松平光長の家臣に対して命じることができなかつたため、松平光長の命を記した書状が必要であり、そのため早期の段階で松平光長書状を取り付けるべく稻葉正則が指示を出したということになろう。

上述の295号文書の内容からすると、大名改易の際の城受け取りには、高田城以前の事例においても城主が家臣に対して城引き渡しを命じる書状を出したことがわかり、その書状を現地に派遣される上使が持参することが通例化していたことがわかる。ただし、今回の高田城受け取りでは、上使ではなく伊達宗利が高田へ遣わす使者に持参させたことから、籠城などの不穏な動きはなかつたことが窺われる（高田城受け取りに関しては管見の限り、籠城しようとしたことを示す動きは関係史料には見られない）。

【B】は高田城にある松平光長の道具についての関連書状である。関連書状の日付は8月12日～11月23日であり（貞享3年〔1686〕4月5日付の1点は除く）、高田城受け取り後の動きで

あることを示している（表6参照）。

高田城にある諸道具とは具体的には、武具・金銀・米（城米）・錢などであり、これ以外は松平光長の家臣に渡される方向で検討され（338号）、実際に城付以外の諸道具については公儀から「御構」はなかった（373号）。道具の受け取りについては、松平綱近と伊達宗利が高田へ家臣を派遣して受け取り、江戸まで搬送したが（376号、382号、383号）、松平綱近の家臣は11月4日、伊達宗利の家臣は11月7日頃に江戸に帰った（376号、384号）。

このように城付武具など城付の道具についてはそのまま高田城に置かれ、それ以外は江戸へ搬送されたことは、城付であるか否かという点を基準に扱いを変えたという意味で注意される。

【C】は高田城絵図等についての関連書状である。関連書状の日付は7月2日付・同月3日付であり高田城受け取り前（上使が高田へ派遣される前）の動きであることを示している（表6参照）。

7月2日に稻葉正則は伊達宗利に対して、高田城と糸魚川城の城絵図、領分中の絵図、屋敷（高田城下の侍屋敷地という意味か？）に家がある所とない所及び町屋までの絵図（高田城下の絵図という意味であろう）が江戸にあれば寄越すように指示し、もしなければ高田へ申し遣わすように指示した（298号）。

翌7月3日付の松平信之書状（稻葉正則宛）や稻葉正則書状（伊達宗利宛）によれば、城絵図や国絵図は高田にある旨を了解しているので（302号、304号）、伊達宗利は稻葉正則の指示を受けて調べたものの、江戸に高田城絵図や糸魚川城絵図はなかった、ということになる。

このように、高田城絵図などの調達が7月初旬に要請された背景には、高田へ派遣される上使の松平信之などが現地へ行く前に、事前のリサーチを江戸でおこなっておきたいという意図があったようである。その証左として、上使の松平信之、秋元喬知、大目付坂本重治、勘定奉行高木守蔵が「越後之様子」を知りたいので、松平光長の家臣のうちで「様子」を良く知っている者がいれば、名前を書き付けて遣わし、指示があり次第行かせるように、稻葉正則が伊達宗利に対して7月2日に指図している（298号）。この場合、家臣を派遣して聞き取るような「人伝」では「無覚束儀」もあるので、（松平光長の家臣の中で）「有増ニも存知候者」を「私宅」へ招いて聞きたい、と松平信之が記しているように（298号）、上使自らが直接聞き取り調査を実施する意向であった点は注意される。

上使が現地に派遣される前に、江戸において上使の私宅へ、改易された大名の家臣を呼び、城絵図、国絵図を持参させて上使が説明を受けることは元禄10年の津山城受け取りのケースでも見られたことであり⁽²⁸⁾、実現はしなかったものの、今回の上述の試みも同様の趣旨のことを実施しようとしたことがわかる。

なお、幕府サイドには、全国の諸大名から徴収した正保城絵図や修補願絵図が保管されていたので、上述したように高田城と糸魚川城の城絵図が江戸になかったということは理解しがたいが（つまり、上使が城絵図を見たいのであれば、幕府が保管している正保城絵図や修補願絵図を見れば済むことであるのだが）、大名サイドが持っている最新の城絵図を持参させるという点に意味があつ

たのかも知れない。

【D】は高田城の受け取りについての関連書状であり、7月28日付書状が1点のみである（表6参照）。この書状の内容としては、7月26日に上使衆が高田城を受け取ったことを報告したものであるが（329号）、7月26日が高田城受け取りの実施日であることが、一次史料に明確に記されていることの意義は大きい。

【E】は高田城在番についての関連書状である。関連書状の日付は10月2日～11月19日であり（その他に貞享元年〔1684〕の老中奉書が1点、書付が1点ある）、城受け取り大名が在番大名に高田城を引き渡したとの動きであることを示している（表6参照）。

天和元年中の関連書状には、この時の高田城の在番大名であった水野忠直と溝口重雄の書状が含まれている（372号、382号、383号）。

貞享元年の関連書状は、同年の正月22日付仙石政明宛老中奉書である（433号）。奉書の内容は、「越後国高田城在番」を命じ、4月に参府して5月中に高田へ行き、それまでの在番である内藤式信と交代することを指図したものである。このことから幕命の形態として、在番役を老中奉書で命じたことがわかる。同年の「高田在番」の書付には、仙石政明の役高が4万8000石、諏訪忠晴の役高が2万石と記されている（434号）。この場合、仙石政明の知行高が5万8000石（信濃上田）、諏訪忠晴の知行高が3万石（信濃高島）であるから、役高はそれぞれ知行高から1万石を差し引いた石高であることがわかる。

以上の一次史料には、高田城受け取り大名の関係史料である上述の「請取雑記」には記されていない松平光長書状の発給過程や高田城絵図などに関する記載が見られるので、高田城受け取りの幕府側の動向を具体的に知るうえで有効な視点を得ることができると考えられる。

5. 高田城在番のプロセスー在番大名相馬昌胤の動向ー

高田城在番は、稻葉正通が次期城主として入城するまで、水野忠直・溝口重雄（天和元年～同2年）、相馬昌胤・秋田輝季（天和2年～同3年）、内藤式信・岩城秀隆（天和3年～貞享元年）、仙石政明・諏訪忠晴（貞享元年～同2年）、堀親貞・井上正任（貞享2年～同3年）というように2大名1組で毎年交代して推移した⁽²⁹⁾。

在番大名を知行高で見ると、水野忠直（信濃国松本藩主7万石・譜代）・溝口重雄（越後国新発田藩主5万石・外様）、相馬昌胤（陸奥国相馬藩主6万石・外様）・秋田輝季（陸奥国三春藩主5万石・外様）、内藤式信（陸奥国棚倉藩主5万石・譜代）・岩城秀隆（出羽国龜田藩主2万石・外様）、仙石政明（信濃国上田藩主5万8000石・外様）・諏訪忠晴（信濃国高島藩主3万石・譜代）、堀親貞（信濃国飯田藩主2万石・外様）・井上正任（常陸国笠間藩主5万石・譜代）というように、2万石～7万石までであるが、在番大名10名のうち、4名は5万石であり、5万8000石の1名も加えると、5万石クラスの大名が中心であったことがわかる（2万～3万石クラスの在番大名は天和3年の交

代以降に見られる)。高田城受け取り大名の知行高と比較すると、高田城受け取り大名は、榎原政倫15万石、前田正甫10万石、牧野忠辰7万4000石というように10万石以上が2名、7万石クラスが1名なので、在番大名の方が明らかに石高としては少ない。また、外様と譜代の種別については、外様6名・譜代4名というように顕著な偏りは見られない。

それぞれの年次における在番大名2名1組の知行高を比較すると、知行高に格差が見られ、知行高の多い在番大名が本丸を受け取った。例えば、上述のように「請取雑記」の記載によれば、天和元年に水野忠直が本丸、溝口重雄が二の丸、三の丸を受け取った。また、『相馬藩世紀』⁽³⁰⁾の記載によれば、同2年に相馬昌胤が本丸と二の丸を受け取っている(表7参照)。そして、水野忠直→相馬昌胤→内藤式信→仙石政明というように、知行高の多い在番大名から知行高の多い在番大名へ引き継いでいった⁽³¹⁾。このことは、本丸を毎年知行高の多い在番大名が引き継いでいたことを示すとともに、知行高の少ない在番大名は知行高の少ない在番大名へ引き継いでいたことも示している。

在番大名10名のそれぞれの地域的分布としては、同国内(越後国内)から1名、隣国内(出羽国内1名、陸奥国内3名、信濃国内4名)から8名、それ以外(常陸国内)から1名という内訳になっているので、幕府は原則として同国、或いは、隣国の大名の中から在番大名を命じたことがわかる。付言すれば、高田城受け取り大名3名も、その内訳は同国内(越後国内)から2名、隣国(越中国)から1名が命じられているので、城受け取り大名についても、同国、或いは、隣国の大名の中から命じられたことがわかる。

以上のように、高田城の在番大名に関して概観したうえで、高田城在番のプロセスを具体的に検討するため、『相馬藩世紀』⁽³²⁾の記載内容をもとに、天和2年~同3年に高田城在番を勤めた相馬昌胤(陸奥国相馬藩主)の動向を見ていきたい。

相馬昌胤の動向をまとめると表7のようになる。表7によれば、天和2年~同3年における昌胤の状況は、①在国期(～天和2年3月27日)、②江戸滞在期(天和2年4月3日～同年5月11日)、③高田滞在期(天和2年5月17日～同3年5月21日)、④江戸滞在期(天和3年5月27日～同年6月25日)、というように区分できる。

①在国期には、老中奉書で高田城在番を命じられると、「御相番」の秋田輝季や、高田目付、高田城在番大名等へ書状を出したほか、家中法度を出すなど、早くも準備作業に取りかかっている。

②江戸滞在期には、将軍綱吉から高田へ赴く暇を与えられたほか、老中戸田忠政に江戸発足日を伺うなど幕府側との交渉をおこなった。

③高田滞在期には、それまでの高田城在番の大名と交代して1年間(天和2年5月21日～同3年5月21日)在番を勤めた(在番役が終了すると、その日に高田を発足して江戸へ向った)。

④江戸滞在期には、老中への報告、将軍綱吉に対する参府の御礼など、在番終了に伴う報告等をおなこった。

このように、国許から直接高田へ赴くのではなく、一旦江戸へ参府してから高田へ赴いているが、

この点は、老中奉書でそのように命じられていたからであった。

其方儀、越後国高田在番被仰付候間、被存其趣、当四月参府有之候而、五月中彼地江被罷越、
水野隼人正可被相代候、恐々謹言

正月十八日

阿部豊後守

大久保加賀守

相馬弾正少弼殿⁽³³⁾

この老中奉書は、天和2年の正月18日付で相馬昌胤に対して高田城在番を命じたものであり、同年4月に参府し、同年5月中に高田へ赴き、水野忠直と交代するように命じている。このため、表7からわかるように、相馬昌胤は4月に江戸へ行き、5月に江戸から高田へ赴いたのである。

老中奉書の文言は、前述の貞享元年の正月22日付仙石政明宛老中奉書（仙石政明に対して高田城在番を命じたもの）⁽³⁴⁾とほぼ同じなので、天和2年～貞享2年まで毎年正月に同内容の老中奉書により対象大名に対して高田城在番を命じたことが窺われる。

老中奉書のほかに出された別紙⁽³⁵⁾には、相馬昌胤の高田城在番での役高が5万石であることが記されているので⁽³⁶⁾、相馬昌胤の知行高6万石から1万石を差し引いた石高であることがわかる。この点は、前述したように、貞享元年～同2年に高田城在番を勤めた仙石政明・諫訪忠晴のケースと同じである。ただし、天和元年～同2年に高田城在番を勤めた水野忠直・溝口重雄のケースでは、役高は3分の2役に近似しているので（表2参照）、この場合は異なるが、水野忠直・溝口重雄の役高は、知行高からそれぞれ2万石を差し引いた石高であると見ることもできる。

天和2年3月に相馬昌胤が家臣に対して出した「高田道中御供御法度書」（16ヶ条）⁽³⁷⁾、「高田在番中法度之條々」（13ヶ条）⁽³⁸⁾は、高田への道中及び高田在番中の家臣統制を目的とした法度である。内容的に見て、喧嘩・口論の禁止、他家の者と争うことの禁止、醉狂の禁止、不行儀の禁止、碁・将棋・双六・博打など諸勝負の禁止などの条項は、この2つの法度に共通する。こうした条項は公儀普請役における大名の家中法度にも見られるものである。

江戸での動向としては、高田へ向けて江戸を発足する期日について老中の指示を受けている点や、高田城在番に関して起請文を老中に出している点は注意される。

また、江戸発足の2日前にあたる5月9日付の水野忠直・溝口重雄宛老中奉書では、「両人代」として、相馬昌胤・秋田輝季が遣わされるので、相談のうえ交代するように指図している⁽³⁹⁾。よって、在番の交代についても、在番の任命と同様に老中奉書によって命じられたことがわかる。

そのほか、天和2年5月9日付で老中が代官宛に出した差紙には、相馬昌胤は役高4万5000石で扶持方は675人扶持、秋田輝季は役高3万5000石で扶持方は525人扶持と記されているので⁽⁴⁰⁾、1万石につき150人扶持という計算になる。この点は、上述した天和元年の高田城受け取り大名や在番大名の軍役高と扶持人数との関係（基準）と同様である。

高田に入った時の相馬昌胤の行軍編成は、人数的には、100石以上の侍が90人（そのうち、35人はそのまま高田に残し、55人は高田から返す）、近習・小姓そのほか侍・徒士までが128人、足軽・

長柄者・小人・中間・夫丸・又者が2186人というものであった⁽⁴¹⁾。武器の装備としては、鉄砲150挺、弓50張、長柄50本、持筒20挺、持弓10挺、持長柄20本のほか、騎馬は63騎であり⁽⁴²⁾、寛永10年の幕府軍役令における5万石の軍役に対する数値の内訳（騎馬70騎、鉄砲150挺、弓30張、鎗80本）⁽⁴³⁾とほぼ一致する。よって、相馬昌胤の行軍編成は、5万石の軍役高に相応する編成であったことがわかる。

天和2年5月21日におこなわれた高田城の在番交代の当日の状況については、まず卯の刻（午前6時頃）に秋田輝季の門番の人数が行列にて大手より入り、溝口重雄の家臣が（三の丸の城門の）番所を引き渡して大手より出た。卯の中刻に秋田輝季の先人数が行列にて入り、三の丸の交代が終了した。溝口重雄は大手より出てすぐに在所（国許）へ向った。この交代の時には、高田目付2人と代官の岡上次郎兵衛が大手外の腰掛に詰めていた。本丸は、卯の刻に相馬昌胤の門番の人数が行列にて入り（水野忠直より本丸の城門の番所を）受け取った。三の丸の交代が終了して、溝口重雄が城から出たあと、相馬昌胤は、辰の上刻（午前7時頃）に先人数から行列にて入り、大手先の腰掛前（20間程前）で駕籠から降りて、目付に礼をして、橋のうちに駕籠に乗り下乗橋の腰掛（腰掛の東方には事前に九曜〔相馬家の家紋〕の幕が張ってあった）に入った。そして、水野忠直が手回りの者の行列にて本丸より出て、下乗橋外の橋詰まで来た時に、相馬昌胤が腰掛の内より出て礼をした。それから、水野忠直が城外へ出た後に本丸へ入った。（本丸の）大書院上ノ間には、水野忠直が用意しておいた三方に熨斗鮑を据えたものが置かれていた⁽⁴⁴⁾。

この高田城の在番交代のプロセスからは、①高田城の在番の交代も高田城受け取りの場合と同様に早朝におこなわれた、②三の丸の引き渡しが終了してから本丸の引き渡しをおこなった（引き渡しの順番としては三の丸の方が本丸よりも先になった）、③相馬昌胤は水野忠直が本丸から出たあと本丸へ入った（つまり、本丸へ入る時は、水野忠直と相馬昌胤が入れ替わる形をとっており、同時に2人が本丸にいることはなかった）、④高田目付2人が大手外の腰掛に詰めて、在番交代に立ち会い、在番大名の交代の見届け役となつた、⑤本丸も三の丸も（城門の）番所を同じ時刻（卯の刻）に先に渡した、などの諸点が理解できる。

特に、④は在番交代時における高田目付（村瀬重房〔使番〕、野々山兼武〔小姓組〕）の役割がわかるほか、⑤は城門の番所を優先して渡すことの意味として、（櫓や多門ではなく）城門（の番所）を受け取り管理することがその曲輪全体を受け取ることに直結したことがわかる、という点で重要である。

このほか、水野忠直が在番交代の際に熨斗鮑（のしあわび）を用意したということは、慶事をあらわすものと思われるが、旧在番から新在番への引き渡しの際の通例であった可能性も考えられる。また、下乗橋の腰掛について新しい在番（この場合、相馬家）の家紋の幕を張る（幕で飾る）のも通例であった可能性が考えられ、城郭の儀礼運用という意味で注意される点である。

なお、上記の史料記載（5月21日の高田城在番交代の状況）においては、二の丸引き渡しの記載はないが、これまで水野忠直が本丸、溝口重雄が二の丸と三の丸を受け取っており⁽⁴⁵⁾、今回は、

相馬昌胤が本丸と二の丸を受け取ったので⁽⁴⁶⁾、二の丸は溝口重雄から相馬昌胤が受け取ったことになる。

このように高田城の在番が交代したことを老中に報告するため、5月21日に相馬昌胤は使者を江戸へ遣わしたところ、大久保忠朝より5月28日付の相馬昌胤・秋田輝季宛老中奉書が出された。この老中奉書には、「本丸・二曲輪・三曲輪并入替、其外番所不残被受取、勤仕之旨」を了承しているので⁽⁴⁷⁾、在番交代とは、本丸・二の丸・三の丸の在番大名の入れ替りと、これらの曲輪の（城門の）番所をすべて受け取ることを指していることがわかる。つまり、単に在番大名が交代して曲輪に入るだけでなく、（城門の）各番所を受け取り、責任をもって掌握・管理することが在番大名の責務であった、と理解できよう。この点は、在番大名の職務内容を考えるうえで重要な点であろう。

相馬昌胤の高田城在番中の詳細については、別に「伝記」が存在したようであり⁽⁴⁸⁾、その「伝記」がどのような史料であるのかよくわからないが、相馬家の家中法度である「高田在番中法度之條々」によれば、高田での相馬家家臣は、前述のように、喧嘩・口論の禁止などを規定され、一定の統制下に置かれたことがわかる。

おわりに

本稿での検討により、大名改易の際の居城受け取りについて、(a) 幕府が改易を決定する、(b) 幕府が上使、目付等の幕府派遣スタッフと城受け取り大名、在番大名を決定する、(c) 幕府側の指示により城主（改易大名）が家臣に対して城引き渡しを命じる書状を作成し、幕府側の使者が現地にその書状を届ける、(d) 城受け取り大名が江戸から国許に帰る、(e) 上使、目付等の幕府スタッフが江戸を発足して現地（改易大名の居城地）へ向う、(f) 上使が城受け取り大名に対して書状を出して、城受け取りの日付・時刻など今後のスケジュールを指示する、(g) 城受け取り大名が行軍編成で国許を発足して現地へ向う、(h) 城受け取り大名の家臣が上使の家臣より、改易大名の城下において町場〔丁場〕（人数寄せ場）を受け取る、(i) 城受け取り大名が改易大名の居城地の近郊に到着して城受け取り当日まで待機する、(j) 改易大名の居城地の近郊における上使の旅宿で、城受け取り大名など城受け取りの関係者が集まり諸事の申し合わせをおこなう、(k) 城受け取り当日の早朝に城受け取りを実施し、上使、城受け取り大名等が入城する、(l) 城受け取りの翌日に上使が城下に高札を立てさせて、改易大名の家臣の城下退去期限について、城受け取り日以後30日以内として命じる、(m) 城受け取りの翌日以降は、城門の各番所において判鑑によって城受け取り大名の家臣の出入りをチェックする、(n) 城受け取り後、城受け取り大名が城内にある御金蔵を改めて合計金額を確認したほか、米蔵も改めた⁽⁴⁹⁾、(o) 城受け取りの翌月、城受け取り大名が在番大名に城を引き渡して江戸へ向う（或いは国許へ帰る）、(p) 城受け取り大名から在番大名へ城を引き渡したとの時期に、上使等が現地より江戸へ帰る、というプロセスが具体的に明確になった。このプロセスを見ると、改易決定後、既定のプログラムに沿って、システムティッ

クに城受け取りの計画を実行したような印象を受けるので、天和元年の時点でこうした城受け取りのプログラムがある程度確立していたとすると、そのプログラムがいつの時代に確立したのかを今後検討していく必要があろう。

大名の改易が幕命により決定したあと、焦点となるのは上使、目付や城受け取り大名などが現地へ到着する前に、城を引き渡すことを現地の家臣が了解することである。そのためには、上使に対して城を引き渡すように命じた城主の書状が必要不可欠であり、本稿で検討したように、その書状が幕府側の指示によって“書かされた”ものであった点は重要である。高田城受け取りのケースでは、改易が決定した日のちょうど1ヶ月後に城受け取りが実施されたが、改易決定の10日後には城引き渡しを命じた城主の書状が高田に到着している。こうした迅速な幕府側の対応を見ると、城引き渡しを命じる城主の書状を作成させることさえも、予定調和的に城受け取りのプログラムに組み込まれていた感がする。そうであるならば、城引き渡しを命じる城主の書状を作成させた事例の初見は時代的にどこまで遡及できるのかを考察する必要があろう。

このほか、天和元年の高田城受け取りに際して、支城である糸魚川城は受け取りのうえ破却されたが、同年7月28日に破却完了の注進が幕府にされていることから⁽⁵⁰⁾、破却作業は改易決定から1ヶ月以内には完了したものと思われる（破却作業は糸魚川城を受け取った堀直利によっておこなわれたと推測される）。本来、一国一城令が布達されていない東国において⁽⁵¹⁾、幕命によってこのように迅速に支城を破却したことは、大名改易の機会を利用して東国においても支城を淘汰させようとした幕府の意志が読み取れるという点で重要である⁽⁵²⁾。

今後の課題としては、大名改易の際の居城受け取りの事例研究は、江戸時代における大名改易の事例数からすると、いまだ僅少と言わざるを得ないので、城受け取り後の在番の実態に関する検討も合わせて、より多くの事例研究をおこなうことにより考察を深めていく必要があり、その点での検討については他日を期したい。

【註】

- 1 藤野保『新訂幕藩体制史の研究－権力構造の確立と展開－』（吉川弘文館、1975年、440、568～569、573、584頁）。
- 2 前掲・藤野保『新訂幕藩体制史の研究－権力構造の確立と展開－』。
- 3 福田千鶴『幕藩制的秩序と御家騒動』（校倉書房、1999年）。本稿と関連する越後騒動については、同書第8章の「寛文・延宝期の御家騒動－越後騒動を中心に－」を参照されたい。
- 4 改易された大名が城持大名ではなく、陣屋大名（無城主大名）の場合、陣屋受け取りの事例はなかったようであるが、陣屋大名改易に際して、幕府権力の介入が城持大名改易の場合とどのように異なるのか、という点については今後具体的に検討していく必要があろう。
- 5 大名改易の際の城受け取りに関する事例研究には、①笠谷和比古『近世武家社会の政治構造』（吉川弘文館、1993年）における「第十章 大名改易論」の「第三節 大名改易の実現

過程」の中の「(二) 戦争行為としての城地受取り」、②長屋隆幸「江戸時代前期の城受け取りについて—平戸藩による島原城受け取りを例に—」(織豊期研究会第43回報告会での発表レジュメ、2005年9月20日、於：愛知県中小企業センター)、この長屋氏の報告は、松浦史料博物館所蔵の関係史料の分析によるものである、③拙稿「元禄10年の美作国津山城受け取りについて」(『史学論叢』36号、別府大学史学研究会、2006年)、④生田国男・篠野志郎・羽深久夫「元禄14年赤穂城請取りに関する一考察—受城使の組織と行列にみる近世城下町の都市構造—」(『日本建築学会計画系論文集』523号、日本建築学会、1999年)、⑤北村保「享保十年真田伊豆守幸道の松本城請取り」(『松代—真田の歴史と文化』3号、真田宝物館編集、長野市教育委員会松代藩文化施設管理事務所発行、1990年)がある。そのほか、元禄11年の備後福山城受け取りに關係する「福山御城御家中町絵図(福山城請取宿陣図)」(福山誠之館歴史資料室所蔵、紙本着色、153×243cm)が存在する。この絵図は、鐘尾光世氏(誠之館同窓会館資料室学芸員)の解説によれば、福山城受け取りを幕府から命じられた四大名家が城下町へ進入し、宿陣し、退出していくその様子を図示したものである(<http://wp1.fuchu.jp/~sei-dou/rekisi-siryou/04654machie/04654machie.htm>)。このような城受け取りに關係する絵図(城絵図、城下絵図)の調査も今後必要になってくるであろう。

- 6 拙稿「関ヶ原の戦いに関する時系列データベース—城郭関連史料を中心として—」(『愛城研報告』10号、愛知中世城郭研究会、2006年)。
- 7 「高田城請取雑記」(『上越市史』別編5、藩政資料1、上越市、1999年、485～529頁)。『上越市史』別編5の解説(238頁)によれば、「高田城請取雑記」は「明治期に子爵となった榊原家に伝来し、現在は榊神社保管となっている」ものである。
- 8 牧野忠辰には中坊秀時、前田正甫には津田正常が添えられる、という記載は、他の記載箇所の内容から判断すると誤記であると思われ、実際には牧野忠辰には津田正常、前田正甫には中坊秀時が添えられた。
- 9 前掲・長屋隆幸「江戸時代前期の城受け取りについて—平戸藩による島原城受け取りを例に—」、前掲・拙稿「元禄10年の美作国津山城受け取りについて」。
- 10 前掲・長屋隆幸「江戸時代前期の城受け取りについて—平戸藩による島原城受け取りを例に—」。
- 11 前掲・長屋隆幸「江戸時代前期の城受け取りについて—平戸藩による島原城受け取りを例に—」、前掲・生田国男・篠野志郎・羽深久夫「元禄14年赤穂城請取りに関する一考察—受城使の組織と行列にみる近世城下町の都市構造—」。
- 12 前掲・拙稿「元禄10年の美作国津山城受け取りについて」、前掲・生田国男・篠野志郎・羽深久夫「元禄14年赤穂城請取りに関する一考察—受城使の組織と行列にみる近世城下町の都市構造—」。
- 13 役高1万石につき150人扶持という基準は、のちの元禄10年の津山城受け取り、同14年の赤穂城受け取り、享保10年(1725)の松本城受け取りにおいても同様である(前掲・拙稿「元

- 禄 10 年の美作国津山城受け取りについて」)。
- 14 『国史大辞典』 4巻 (吉川弘文館、1984 年、1059 頁の江戸幕府軍役〔寛永 10 年 2 月〕の表)。
- 15 拙稿「近世初期の城普請における法度」(拙著『日本近世城郭史の研究』、校倉書房、1998 年)。
- 16 延宝 9 年 7 月 12 日付の「定」(前掲『上越市史』別編 5、502 ~ 503 頁)。
- 17 7 月晦日付の「覚」(前掲『上越市史』別編 5、524 ~ 525 頁)。
- 18 前掲註 (15) と同じ。
- 19 前掲・拙稿「元禄 10 年の美作国津山城受け取りについて」。
- 20 「作州津山江上使之節留書」(『津山城 資料編Ⅱ』、津山市教育委員会、2001 年、88、91 頁)。
- 21 前掲註 (19) と同じ。
- 22 前掲註 (19) と同じ。
- 23 前掲註 (19) と同じ。
- 24 前掲『上越市史』別編 5 の「第 5 章 松平光長家」の第 1 節所収史料(一次史料)の中から高田城受け取り、及び在番に関係するものをピックアップして検討対象とした。
- 25 『徳川実紀』 5 編 〈新訂増補国史大系 42巻〉(吉川弘文館、1999 年、417 頁、天和元年 6 月 26 日条)。
- 26 前掲『上越市史』別編 5 (307 頁)。
- 27 前掲『上越市史』別編 5 (解説、232 頁)。
- 28 前掲註 (19) と同じ。
- 29 前掲『上越市史』別編 5 (解説、534 頁)。
- 30 『相馬藩世紀』第 1 (続群書類從完成会、1999 年、241 頁)。
- 31 前掲『相馬藩世紀』第 1 (243 頁)。「(天和 2 年) 正月 18 日付相馬昌胤宛老中奉書」(前掲『相馬藩世紀』第 1、223 頁)。「(天和 3 年) 2 月 9 日付相馬昌胤宛老中奉書」(前掲『相馬藩世紀』第 1、243 頁)。「(貞享元年) 正月廿二日付仙石政明宛老中奉書」(前掲『上越市史』別編 5、535 頁)。「高田在番書付」(前掲『上越市史』別編 5、536 頁)。
- 32 前掲『相馬藩世紀』第 1 (223 ~ 245 頁)。
- 33 前掲『相馬藩世紀』第 1 (223 頁)。
- 34 前掲『上越市史』別編 5 (535 頁)。
- 35 前掲『相馬藩世紀』第 1 (223 頁)。
- 36 ただし、天和 2 年 5 月 9 日付で老中が代官宛に出した差紙には、相馬昌胤は 4 万 5000 石役、秋田輝季は 3 万 5000 石役としていて、相馬昌胤の役高は異なっている(前掲『相馬藩世紀』第 1、230 頁)。これは、天和 2 年正月の在番役任命の時点では、役高が 5 万石で、その後江戸へ参府して高田へ赴く時点で役高が 4 万 5000 石に変更になったのであろうか。なお、この場合の相馬昌胤、秋田輝季の知行高と役高の関係を見ると、役高は知行高からそれぞれ 1 万 5000 石を差し引いた石高ということになる。

- 37 前掲『相馬藩世紀』第1（225～226頁）。
- 38 前掲『相馬藩世紀』第1（226頁）。
- 39 前掲『相馬藩世紀』第1（230頁）。
- 40 前掲『相馬藩世紀』第1（230頁）。相馬昌胤の役高変更の可能性については前掲註(36)を参照。
- 41 前掲『相馬藩世紀』第1（240頁）。
- 42 前掲『相馬藩世紀』第1（234～236頁、238～239頁）。
- 43 前掲註(14)と同じ。
- 44 前掲『相馬藩世紀』第1（241頁）。
- 45 前掲『上越市史』別編5（528頁）。
- 46 前掲『相馬藩世紀』第1（241頁）。
- 47 前掲『相馬藩世紀』第1（241頁）。
- 48 前掲『相馬藩世紀』第1（242頁）。
- 49 改易大名の家臣から城付武具帳を提出させて、城受け取り大名が受け取ることは、天和元年の高田城受け取りでは史料的に確認できないが、元禄10年の津山城受け取り、同14年の赤穂城受け取りでは城付武具帳が作成されている（前掲・生田国男・篠野志郎・羽深久夫「元禄14年赤穂城請取りに関する一考察—受城使の組織と行列にみる近世城下町の都市構造—」、前掲・拙稿「元禄10年の美作国津山城受け取りについて」）、この間の時代に城付武具帳の作成が通例化したと推測され、この点については、今後他の事例を考慮して検討していく。なお、津山城受け取りの場合、城受け取り大名が城付武具帳を受け取り、上使を通して老中へ提出している（前掲・拙稿「元禄10年の美作国津山城受け取りについて」）。このように、城受け取り後、城受け取り大名が城内にある金銀、城米、城付武具の数量等をチェックしていることは幕命によるものと思われるが、このことは、金銀、城米、城付武具が近世城郭を構成する三大パートであったことを示唆しているとともに、幕府が改易大名の居城にある金銀、城米、城付武具の数量を把握しようとしたことがわかる。なお、城受け取り大名が、城内にある金銀、城米、城付武具のチェックをすべて一度におこなうようになるのはいつの時代からであるのか、という点については今後検討していく必要がある。
- 50 前掲『徳川実紀』5編（421頁）。
- 51 東国に元和一国一城令が布達されなかったことについては、拙稿「元和一国一城令の再検討」（前掲・拙著『日本近世城郭史の研究』）、拙稿「一国一城令と廢城の実態について」（拙著『豊臣の城・徳川の城—戦争・政治と城郭』、校倉書房、2003年）を参照されたい。
- 52 大名改易の際に、東国において幕命により支城を破却した事例としては、元和8年（1622）の最上氏改易のケースがある（前掲・拙稿「元和一国一城令の再検討」、前掲・拙稿「一国一城令と廢城の実態について」）。

図1

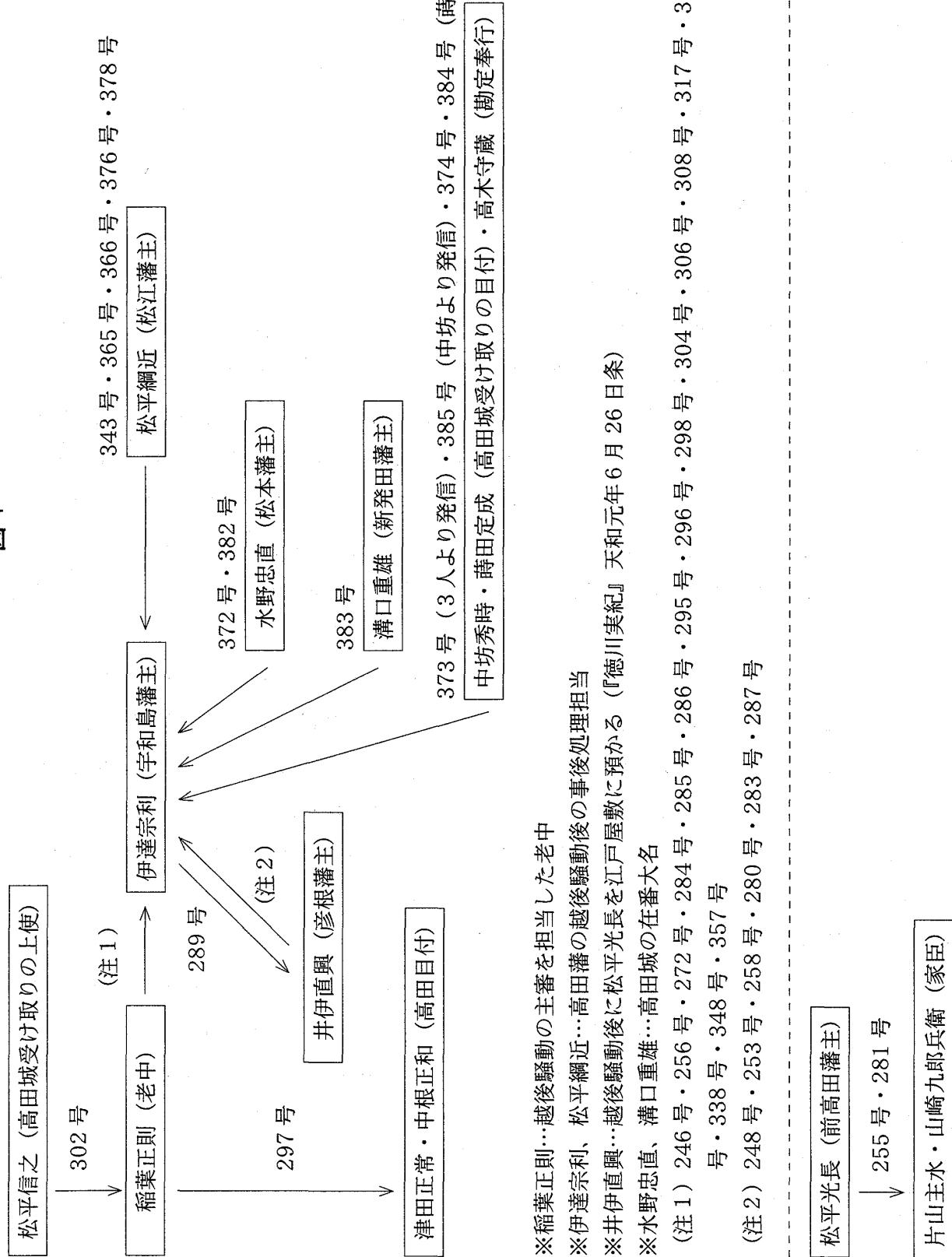


表 1
大名改易表（慶長 8 年～慶応 2 年）

年 次	家門	譜代	外様	合計	歴代將軍名
慶長 8 年	1			1	家康①
慶長 12 年	1	1	3	5	秀忠②
慶長 13 年			2	2	秀忠②
慶長 14 年		3	3	6	秀忠②
慶長 15 年			1	1	秀忠②
慶長 16 年		1	1	2	秀忠②
慶長 17 年		1	1	2	秀忠②
慶長 18 年		3	5	8	秀忠②
慶長 19 年		1	2	3	秀忠②
慶長 年中			1	1	秀忠②
元和 元年			5	5	秀忠②
元和 2 年	1	1	2	4	秀忠②
元和 3 年			1	1	秀忠②
元和 4 年			3	3	秀忠②
元和 5 年		2	1	3	秀忠②
元和 6 年			3	3	秀忠②
元和 8 年		1	2	3	秀忠②
元和 9 年	1	3	2	6	秀忠②、家光③
寛永 元年			1	1	家光③
寛永 2 年			1	1	家光③
寛永 3 年		2		2	家光③
寛永 4 年			1	1	家光③
寛永 5 年			3	3	家光③
寛永 7 年		2	1	3	家光③
寛永 8 年		1	2	3	家光③
寛永 9 年	1	1	3	5	家光③
寛永 10 年		1	1	2	家光③
寛永 11 年			2	2	家光③
寛永 13 年		1		1	家光③
寛永 14 年			2	2	家光③
寛永 15 年		1	4	5	家光③
寛永 16 年			1	1	家光③
寛永 17 年		1	2	3	家光③
寛永 18 年			1	1	家光③
寛永 19 年			1	1	家光③
寛永 20 年			4	4	家光③
正保 元年	1		1	2	家光③
正保 2 年		1	2	3	家光③
正保 4 年			2	2	家光③
慶安 元年		3	2	5	家光③
慶安 3 年		1	1	2	家光③

慶安 4 年		1		1	家光③、家綱④
承応 2 年			3	3	家綱④
明暦 2 年			2	2	家綱④
明暦 3 年			1	1	家綱④
万治元年		1		1	家綱④
万治 3 年		1		1	家綱④
寛文 4 年			1	1	家綱④
寛文 5 年		1	1	2	家綱④
寛文 6 年			1	1	家綱④
寛文 7 年		1		1	家綱④
寛文 8 年		3		3	家綱④
寛文 10 年			1	1	家綱④
寛文 11 年			1	1	家綱④
延宝元年	1			1	家綱④
延宝 3 年		1		1	家綱④
延宝 4 年			1	1	家綱④
延宝 5 年		1		1	家綱④
延宝 7 年		1	3	4	家綱④
延宝 8 年		2		2	家綱④、綱吉⑤
天和元年	1	2	1	4	綱吉⑤
天和 2 年	2	3	1	6	綱吉⑤
天和 3 年	1			1	綱吉⑤
貞享元年		2	2	4	綱吉⑤
貞享 3 年	1			1	綱吉⑤
貞享 4 年			2	2	綱吉⑤
元禄元年		1	1	2	綱吉⑤
元禄 2 年		4	1	5	綱吉⑤
元禄 5 年	1		1	2	綱吉⑤
元禄 6 年		3	1	4	綱吉⑤
元禄 8 年		1	1	2	綱吉⑤
元禄 9 年			3	3	綱吉⑤
元禄 10 年			1	1	綱吉⑤
元禄 11 年		3		3	綱吉⑤
元禄 12 年			1	1	綱吉⑤
元禄 14 年			1	1	綱吉⑤
元禄 15 年		2		2	綱吉⑤
宝永 2 年		1		1	綱吉⑤
宝永 6 年		1	1	2	綱吉⑤、家宣⑥
正徳元年		1		1	家宣⑥
正徳 2 年		1		1	家宣⑥
享保元年		1	1	2	家継⑦、吉宗⑧
享保 3 年			1	1	吉宗⑧
享保 4 年			1	1	吉宗⑧
享保 5 年			2	2	吉宗⑧
享保 7 年		1		1	吉宗⑧

享保 8 年		1		1	吉宗⑧
享保 9 年		1		1	吉宗⑧
享保 10 年		1		1	吉宗⑧
享保 11 年	1		1	2	吉宗⑧
享保 14 年	1			1	吉宗⑧
延享 2 年		1		1	吉宗⑧、家重⑨
宝暦 元年		1		1	家重⑨
宝暦 5 年		1		1	家重⑨
宝暦 8 年		1	1	2	家重⑨
天明 6 年		2		2	家治⑩
天明 7 年		1		1	家斎⑪
天明 8 年			1	1	家斎⑪
文化 14 年		1		1	家斎⑪
天保 6 年			1	1	家斎⑪
天保 12 年		1		1	家慶⑫
弘化 2 年		1	1	2	家慶⑫
安政 6 年		1		1	家茂⑭
文久 2 年		6		6	家茂⑭
元治 元年	1		1	2	家茂⑭
慶応 元年		1		1	家茂⑭
慶応 2 年			1	1	家茂⑭、慶喜⑮
合 計	16	93	121	230	

※上表は、「改易大名表」(『日本史総覧』近世1、新人物往来社、1984年、317～359頁)のデータをもとに作表した。この「改易大名表」は慶長5年(1600)～明治2年(1869)の間に除封、減封された大名を収録しているが、上表ではその中から慶長8年～慶応2年までの事例をピックアップした(慶応3年は大名改易の事例がない)。よって、関ヶ原の戦いの戦後処理としての大名改易の事例は除外している。

※上表における歴代将軍名のあとに丸数字は何代目の将軍であるのかを示す。

※慶長8年～慶応3年における、歴代将軍の大名改易事例数は、家康①(1例)、秀忠②(56例)、家光③(57例)、家綱④(26例)、綱吉⑤(47例)、家宣⑥(3例)、家継⑦(1例)、吉宗⑧(12例)、家重⑨(4例)、家治⑩(2例)、家斎⑪(4例)、家慶⑫(3例)、家定⑬(0例)、家茂⑭(11例)、慶喜⑮(0例)というようになる(ただし、この場合、将軍の空位期間における大名改易の事例数はカウントしていない)。

※上表によれば、大名改易の事例数合計に関する大名区分の内訳は、外様121例(52.6%)、譜代93例(40.4%)、家門16例(7.0%)というようになり(%の計算は小数点第2位を四捨五入した)、譜代大名の改易事例数が外様大名に次いで多いことがわかる。

表2

越後国高田城・糸魚川城受け取り関係の諸役（天和元年）

(「越後国高田城請取雜記」より)

【高田城受け取り】	
御用総括	大久保忠朝（老中）
上使	松平信之（大和郡山藩主）…知行高8万石。軍役高5万石→3分の2役に近似。 105人扶持。
上使	秋元喬知（甲斐谷村藩主。幕府の奏者番）…知行高1万8000石。軍役高1万石→半役に近似。70人扶持。
本丸受け取り	榎原政倫（越後村上藩主）…知行高15万石。軍役高10万石→3分の2役。 1500人扶持。 ※大手より入る。
二の丸受け取り	牧野忠辰（越後長岡藩主）…知行高7万4000石。軍役高5万石→3分の2役に近似。 700人扶持。 ※北ノ尾口より入る。
三の丸受け取り	前田正甫（越中富山藩主）…知行高10万石。軍役高7万石→3分の2役に近似。 1050人扶持。 ※南尾口より入る。
目付	蒔田定成（幕府の使番）→榎原政倫の人数への目付…28人扶持。
目付	中坊秀時（幕府の使番）→前田正甫の人数への目付…52人扶持。
目付	津田正常（幕府の大番） ^(注1) →牧野忠辰の人数への目付。
在番（本丸）	水野忠直（信濃松本藩主）…知行高7万石。軍役高5万石→3分の2役に近似。 750人扶持。
在番（二の丸・三の丸）	溝口重雄（越後新発田藩主）…知行高5万石。軍役高3万石→3分の2役に近似。 500人扶持。
《その他に高田城御用を命じられた者》	
大目付	坂本重治…28人扶持。
勘定奉行	高木守藏…57人扶持。
勘定頭	桜井政在…11人扶持。
代官	本多政興…10人扶持。
平勘定衆	杉田勝行…12人扶持。
平勘定衆	瀧野忠央…10人扶持。
【糸魚川城受け取り】松平光長の持分で家老荻田本繁預かり（廃城となる） ^(注2)	
受け取り	堀直利（越後村松藩主）…知行高3万石。軍役高2万石→3分の2役。 300人扶持。
目付	岩瀬氏勝（幕府の使番）→堀直利の人数への目付。

※上表は、「越後国高田城請取雑記」（『上越市史』別編5、藩政資料1、上越市、1999年）の記載内容をもとに作成した。

※藩名、知行高、及び、半役、3分の2役などの役表示については史料の記載にはないが、上表の作成にあたり追加して記載した。

(注1) 津田正常は天和元年5月3日に中根正和とともに目付として、越後騒動の渦中にある高田へ派遣された（『徳川実紀』第5編〈新訂増補国史大系42巻〉、吉川弘文館、1999年、409～410頁）。よって、高田目付である中根正和と津田正常は、松平光長が改易された同年6月26日の時点では、すでに高田に所在していた。

(注2) 糸魚川城は破却されて廃城となつたため在番大名は命じられていない。

表3

村上藩主榎原政倫の高田城受け取りのプロセス

【天和元年（延宝9年）】

（「越後国高田城請取雑記」より）

6月26日	越後高田藩主松平光長が改易される。
6月27日	上使、目付、高田城と糸魚川城の受け取り大名、高田城在番大名などが決定した。高田城受け取り大名には、榎原政倫（本丸受け取り）、牧野忠辰（二の丸受け取り）、前田正甫（三の丸受け取り）が命じられた。
7月1日	榎原政倫が国許の村上へ赴くための暇を將軍綱吉から与えられた。
7月2日	榎原政倫が江戸を発足した。
7月11日	榎原政倫が村上に到着した。
7月12日	7月6日付の上使松平信之、秋元喬知の連署状（城受け取りの日付・時刻など今後のスケジュールを指示したもの）を持参した家臣が江戸から村上に到着した。
同日	榎原政倫が家臣に対して軍法を出した。
同日	榎原政倫が高田城受け取りに赴く家臣の行軍編成（5組に編成）をおこなった。それぞれの組の村上の出発日も決定した。
7月14日	榎原家の一番立が村上を出発した。
7月15日	榎原家の二番立が村上を出発した。
7月16日	榎原政倫と旗本の人数が村上を出発した。
7月17日	榎原家の四番立が村上を出発した。
7月18日	榎原家の五番立が村上を出発した。
7月19日	先発した榎原家家臣が、上使の家臣より、高田城下において榎原家の担当町場（人數寄せ場）を受け取った。
7月21日	榎原政倫が高田城下近郊の今町（越後国内の高田藩領）に到着した。
7月23日	上使松平信之が江戸より荒井（越後国内の高田藩領）に到着した。
7月24日	榎原政倫のほか高田城受け取りの関係者が、松平信之の荒井の旅宿へ集まり、諸事の申し合わせをおこなった。
7月26日	榎原政倫が松平光長の重臣より高田城を受け取った。この日、榎原政倫は卯の刻（午前6時頃）に今町を出馬して高田城に入城した。
7月27日	上使松平信之、秋元喬知が7ヶ条の「条々」を（高札として）出した。
同日	この日以降、本丸、二の丸、三の丸の城門の各番所では判鑑によって出入りをチェックするようにした。
7月28日	松平光長の御道具（茶の湯道具、刀、脇差）が（本丸の）書院において勘定奉行などの臨席のもとで改められた。
7月29日	同 上
7月晦日	榎原家の家臣が（本丸の）御金蔵を改めて、1万5000両あることを確認した。
8月1日	高田城の見回りのため、上使松平信之、秋元喬知、大目付坂本重治が登城した。

8月 7日	江戸から老中奉書が到来し、来る10日に在番の水野忠直、溝口重雄に高田城を引き渡して、江戸に来るように（榎原政倫、牧野忠辰に対して）命じられた。ただし、前田正甫は国許へ帰ることになった。
8月 8日	榎原家の一一番手、二番手の人数が高田を発足した（今町へ立ち寄らずに柏崎まで行く）。
8月 9日	榎原家の四番手、五番手の人数が高田を発足した。
8月 10日	卯の刻（午前6時頃）に前田正甫が三の丸を溝口重雄へ引き渡して帰国し、辰の刻（午前8時頃）に牧野忠辰が二の丸を溝口重雄へ引き渡して江戸へ向けて発足した。そして、巳の刻（午前10時頃）に榎原政倫が本丸を水野忠直へ引き渡して江戸へ向けて発足した。

※上表は、「越後国高田城請取雑記」（『上越市史』別編5、藩政資料1、上越市、1999年）の記載内容をもとに作成した。

表4
改易大名の城受け取りに派遣されたメンバー構成の比較

	島原城 受け取り (寛文8年) 城主4万石	高田城 受け取り (天和元年) 城主26万石	糸魚川城 受け取り (天和元年) ※高田城の支城	津山城 受け取り (元禄10年) 城主16万石余	赤穂城 受け取り (元禄14年) 城主5万石	松本城 受け取り (享保10年) 城主7万石
上使	1人	2人		1人		
目付	3人	3人	1人	3人	2人	2人
城受け取り大名	2人	3人	1人	2人	2人	1人
在番大名	1人	2人		1人	1人	1人
代官	2人	1人		3人	2人	人数不明
大目付		1人				
勘定奉行		1人				
勘定頭		1人				
平勘定衆		2人				
銀勘定方	2人					

※上表の作成において、長屋隆幸「江戸時代前期の城受け取りについて—平戸藩による島原城受け取りを例に—」(織豊期研究会第43回報告会での発表レジュメ、2005年9月20日、於：愛知県中小企業センター)、拙稿「元禄10年の美作国津山城受け取りについて」(『史学論叢』36号、別府大学史学研究会、2006年)、生田国男・篠野志郎・羽深久夫「元禄14年赤穂城請取りに関する一考察—受城使の組織と行列にみる近世城下町の都市構造—」(『日本建築学会計画系論文集』523号、日本建築学会、1999年)、北村保「享保十年真田伊豆守幸道の松本城請取り」(『松代—真田の歴史と文化—』3号、真田宝物館編集、長野市教育委員会松代藩文化施設管理事務所発行、1990年)を参考にした。

表5

高田城受け取りに関する時系列の表

【天和元年（延宝9年）】

5月 3日	津田正常、中根正和が目付（高田目付）として高田へ派遣される。	徳 409 頁
6月 21日	将軍綱吉が越後騒動を直裁する。	徳 415 頁
6月 26日	松平光長（越後高田藩主）を改易にする。	徳 417 頁
6月 27日	上使、目付、高田城受け取り大名、高田城在番大名、糸魚川城受け取り大名などが決定した。	徳 417 頁 上 488 頁
6月 29日	松平光長が家臣に対して城引き渡しを命じる書状を書く。	上 281 号
7月 1日	松平光長書状を持った伊達宗利の使者が江戸を発足した。	上 295 号
同 日	榎原政倫、牧野忠辰（高田城受け取り大名）が将軍綱吉から国許へ赴く暇を与えられた ^(注1) 。	上 489 頁 徳 419 頁
7月 2日	榎原政倫が江戸を発足した。	上 489 頁
7月 6日	高田城引き渡しを命じる松平光長書状を持った伊達宗利の使者が高田へ到着した。	上 317 号
7月 11日	榎原政倫が国許の村上へ到着した。	上 498 頁
7月 12日	上使、大目付、勘定奉行、目付、代官、勘定衆（高田城受け取り大名、在番大名を除く高田城受け取りの関係諸役）が高田へ赴く暇を將軍綱吉から賜る。	徳 420 頁
同 日	7月 6日付の上使2人の連署状（城受け取りの日付・時刻など今後のスケジュールを指示したもの）が村上へ到着した。	上 501 頁
7月 14日	蒔田定成、中坊秀時（高田城受け取りの目付）、岩瀬氏勝（糸魚川城受け取りの目付）が江戸を発足する（予定）。	上 501 頁
7月 15日	秋元喬知（上使）、坂本重治（大目付）、高木守藏（勘定奉行）が江戸を発足する（予定）。	上 501 頁
7月 16日	松平信之（上使）が江戸を発足する（予定）。	上 501 頁
同 日	榎原政倫が村上を出発した。	上 510 頁
7月 19日	高田城下において、榎原家の家臣が上使の家臣より担当町場（人数寄せ場）を受け取った。	上 514 頁
7月 21日	榎原政倫が高田城下近郊の今町（越後国内の高田藩領）に到着した。	上 515 頁
7月 23日	上使松平信之が江戸より荒井（越後国内の高田藩領）に到着した。	上 515 頁
7月 24日	高田城受け取りの関係者が、松平信之の荒井の旅宿へ集まり、諸事の申し合わせをおこなった。	上 515 頁
7月 26日	高田城受け取り。	上 329 号 上 518 頁
7月 27日	上使2名が連署して7ヶ条の「条々」を（高札として）出す。	上 527 頁

7月 28日	越後国糸魚川城と鬼伏の関所を破却した旨の注進があった。	徳 421 頁
8月 10日	高田城受け取り大名が在番大名に高田城を引き渡して高田を発足した。	上 528 頁
8月 23日	榎原政倫、牧野忠辰（高田城受け取り大名）が高田より江戸に帰り将軍綱吉に拝謁した。	徳 423 頁
8月 27日	高田目付の中根正和、津田正常が江戸に帰り、将軍綱吉より時服を賜る。	徳 424 頁
9月 16日	上使松平信之、秋元喬知、大目付坂本重治、目付岩瀬氏勝が高田より江戸に帰り、将軍綱吉に拝謁する。	徳 425 頁
11月 4日	高田城にある道具を受け取った松平綱近の家臣が江戸に帰る。	上 376 号
11月10日	勘定奉行の高木守藏と勘定の輩が高田より江戸に帰り、将軍綱吉に拝謁する。	徳 430 頁

【天和2年】

2月 3日	使番の村瀬重房、小姓組の野々山兼武が高田目付に任命され、ともに将軍綱吉より暇を与えられる ^(注2) 。	徳 436 頁
3月 18日	高田目付であった蒔田定成、中坊秀時が江戸に帰り、将軍綱吉に拝謁する。	徳 441 頁

【凡例】

徳…『徳川実紀』第5編〈新訂増補国史大系42巻〉(吉川弘文館、1999年)。

上…『上越市史』別編5、藩政資料1(上越市、1999年)。

(注1) 他の高田城受け取り大名である前田正甫は在国していた(上488頁)。

(注2) 前任の高田目付である蒔田定成、中坊秀時は天和2年1月の時点で高田にいたことが確認できるので(『相馬藩世紀』第1、続群書類従完成会、1999年、223頁)、村瀬重房、野々山兼武はその後任であることがわかる。

表 6

『上越市史』別編5（藩政資料1）所収の高田城受け取り・在番関係文書

【高田城受け取り関係】

文書番号	年月日 ^(注1)	発給者 → 宛 所	内容の分類
246号	6月27日	稻葉正則→伊達宗利	A
248号	6月27日	井伊直興→伊達宗利	A
253号	6月28日	井伊直興→伊達宗利	A
255号	6月28日	松平光長→片山主水・山崎九郎兵衛	A
256号	6月28日	稻葉正則→伊達宗利	A
258号	6月28日	井伊直興→伊達宗利	A
272号	6月29日	稻葉正則→伊達宗利	A
280号	6月29日	井伊直興→伊達宗利	A
281号	6月29日	松平光長→片山主水・山崎九郎兵衛 ※ 255号文書と同文であるが日付は異なる。	A
283号	6月29日	井伊直興→伊達宗利	A
285号	6月晦日	稻葉正則→伊達宗利	A
286号	6月晦日	稻葉正則→伊達宗利	A
287号	6月晦日	井伊直興→伊達宗利	A
289号	6月晦日	伊達宗利→井伊直興	A
295号	6月晦日	稻葉正則→伊達宗利	A
296号	7月1日	稻葉正則→伊達宗利	F
297号	7月1日	稻葉正則→津田正常・中根正利（正和）	A
298号	7月2日	稻葉正則→伊達宗利	C
302号	7月3日	松平信之→稻葉正則	C
304号	7月3日	稻葉正則→伊達宗利	C
306号	7月4日	稻葉正則→伊達宗利	F
317号	7月11日	稻葉正則→伊達宗利	A
326号	7月25日	稻葉正則→伊達宗利	F
329号	7月28日	稻葉正則→伊達宗利	D
335号	8月12日	稻葉正則→伊達宗利	B
338号	8月19日	稻葉正則→伊達宗利	B
343号	8月24日	松平綱近→伊達宗利	B
344号	8月24日	伊達宗利覚書、阿部正武付紙	B
348号	9月4日	稻葉正則→伊達宗利	F
357号	9月14日	稻葉正則→伊達宗利	B
365号	9月19日	松平綱近→伊達宗利	B
366号	9月22日	松平綱近→伊達宗利	F

372号	10月 2日	水野忠直→伊達宗利	E
373号	10月 19日	中坊秀時・蒔田定成・高木守藏(守養)→伊達宗利	B、E
374号	10月 19日	蒔田定成→伊達宗利	B
376号	11月 4日	松平綱近→伊達宗利	B
378号	11月 5日	松平綱近→伊達宗利	B、E
382号	11月 19日	水野忠直→伊達宗利	B、E
383号	11月 19日	溝口重雄(宣広)→伊達宗利	E
384号	11月 19日	蒔田定成→伊達宗利	B
385号	11月 23日	中坊秀時→伊達宗利	B
394号	貞享3年4月5日	大月六郎左衛門他4名→柳多主計・神尾帶刀	B

【在番時代】

433号	(貞享元年)1月22日	戸田忠昌・阿部正武・大久保忠朝→仙石政明	E
434号	(貞享元年)	高田城在番の書付	E

(注1) この表において年次の記載がないものは天和元年(延宝9年)を示す。

【凡例】

A…高田城の引き渡しを重臣に命じた松平光長の書状に関するもの

※255号と281号は同文であるが日付は異なる。

B…高田城にある松平光長の御道具に関するもの

C…高田城絵図等に関するもの

D…高田城の受け取りに関するもの

E…高田城在番に関するもの

F…その他

表7

相馬藩主相馬昌胤の高田城在番（天和2年～同3年）のプロセス

(『相馬藩世紀』第1より)

【天和2年】※以下、特に主語を明記しない場合は、相馬昌胤の動向を記すものとする。

1月 19日	老中奉書（正月18日付）により相馬昌胤（陸奥国相馬藩主）に対して高田城在番が命じられる（役高は5万石）。
1月 22日	老中奉書が国許（陸奥国中村）に届く。
同 日	老中奉書発給に対する請書を出す。
1月	秋田輝季（陸奥国三春藩主）が高田城在番の「御相番」を幕府から命じられたので、三春へ飛札を遣わす。
同月	（現在の）高田城在番の水野忠直（信濃国松本藩主）、溝口重雄（越後国新発田藩主）、高田目付の蒔田定成、中坊秀時、代官の岡上次郎兵衛へ飛札を遣わす。
2月 14日	三春へ使者として岩城吉隆を遣わす。
2月 22日	秋田輝季からの使者が来て、中村城二の丸で相馬昌胤の御前へ召し出される。
2月 28日	高田目付が村瀬重房、野々山兼武に交代したので、高田へ使者を遣して進物を贈る。水野忠直、溝口重雄へも書状と進物を遣わす。
3月 3日	高田城在番につき、法度書を出す（高田道中御供御法度書、高田在番中法度之條々）。
3月 17日	高田へ遣わした使者が、水野忠直より遣わされた「高田御番所書付」を持って高田より帰る。
3月 23日	秋田輝季へ飛札にて、今月27日に中村を発駕することを伝える。
3月 27日	中村を発駕する。
4月 3日	江戸に着き、江戸城にて将軍綱吉へ参勤の御礼をおこなう。
4月 11日	水野忠直、溝口重雄へ江戸より飛札を遣わす。
4月 13日	秋田輝季と同道して月番老中戸田忠政を見舞う。このことを水野忠直、溝口重雄へ飛札を出して伝える。
4月 22日	江戸城に登城して将軍綱吉より高田へ赴く暇を与えられる ^(注1) 。
4月 23日	秋田輝季と同道して戸田忠政のところへ行き、高田へ赴くために江戸を発足する期日について伺う。この結果、相馬昌胤は5月10日、秋田輝季は5月11日に江戸発足ということになった。
4月 29日	秋田輝季と同道して、戸田忠政宅にて高田城在番の神文（起請文）を差し出す。
5月 2日	先発の家臣が高田へ向けて発足した。
5月 8日	8日の夜中から病気になったため10日予定の江戸発足を延期する。この延期について、老中へ伝えるとともに水野忠直、溝口重雄、高田目付、岡上次郎兵衛へ飛札を遣わす。
5月 9日	水野忠直、溝口重雄宛の老中奉書1通、高田にての扶持方についての差紙1通を秋田輝季より遣わされた。
5月 10日	病気は夜中より全快したので、明日（11日）に江戸を発駕することになる。このことを老中と秋田輝季に伝え、高田城の在番大名、高田目付、代官へ飛札を遣わす。
5月 11日	朝六つ時過ぎに江戸を発駕した。

5月17日	高田へ到着した。
同日	水野忠直、溝口重雄、高田目付、岡上次郎兵衛へ到着を知らせる使者を遣わした。
同日	夕方、御書院において、水野忠直、溝口重雄、高田目付、岡上次郎兵衛と対面した。
5月18日	秋田輝季が高田へ到着した。昼過ぎに相馬昌胤が秋田輝季を見舞う。21日に在番の交代をすることが決まる。
5月19日	秋田輝季と同道して高田城へ入城し、奉書を拝見する。この時、高田目付と岡上次郎兵衛も登城した。朝の御膳が本丸において出る。城から帰る際に溝口重雄を見舞う。
同日	扶持方の差紙と毎月の扶持方の手形を（岡上次郎兵衛に）遣わす。「判鏡」（城門の出入りをチェックする際に使用する）を秋田輝季、水野忠直、溝口重雄より遣わされる。
5月20日	水野忠直の家臣より丁場（高田城下における人数寄せ場のことか？）を受け取る。
同日	晩より、「惣御家中」の宿札を打った屋敷を渡されたほか、辻番所と丁場を受け取った旨を高田目付と岡上次郎兵衛へ報告する。（高田城の）本丸、二の丸を受け取り、番所へ道具等を遣わす。
5月21日	在番交代による高田城受け取り（※高田城受け取りの詳しい内容は本稿の本論部分で詳述する）。

【天和3年】

1月25日	高田城在番の次期交代の大名として、内藤式信（陸奥国棚倉藩主）、岩城重隆（出羽国亀田藩主）が命じられる。
2月	高田城在番の次期交代の大名が命じられた御礼として、（老中大久保忠朝へ）使者を遣わして連札を出した。この時、使者は、口上にて、相馬昌胤が在番交代後すぐに参府したい旨を伺ったところ、2月9日付の返書で大久保忠朝はこのことを了承した。
5月21日	辰刻（午前8時頃）に高田城の在番が交代した。下乗橋の大腰掛にて、内藤式信に一礼して交代した（これは去年、水野忠直より交代した時と同様である）。
同日	高田を発足する。
5月27日	江戸に到着し、すぐに老中へ報告する。
閏5月5日	将軍綱吉に対して参府の御礼を済ませる。
6月23日	国許の中村へ赴く暇を将軍綱吉より与えられる。
6月25日	国許の中村へ赴くため江戸を発駕した。

※上表は、『相馬藩世紀』第1（続群書類従完成会、1999年、223～245頁）の記載内容をもとに作成した。

(注1) この日は、秋田輝季も将軍綱吉より高田へ赴く暇を与えられている（『徳川実紀』5編（新訂増補国史大系42巻）、吉川弘文館、1999年、445頁）。